

平成 27 年第 3 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 27 年 9 月 8 日 (火曜日)

午前 9 時 30 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 52 号 教育委員会委員の任命について
- 第 5 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 44 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 第 7 議案第 45 号 平成 27 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 46 号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 47 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 48 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 11 議案第 49 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 12 議案第 50 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 13 認定第 1 号 平成 26 年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 2 号 平成 26 年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 3 号 平成 26 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 4 号 平成 26 年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 5 号 平成 26 年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 6 号 平成 26 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 19 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番	上	原	豊	茂	君	2 番	須	河	徹	君	
3 番	河	端	芳	恵	君	4 番	山	田	日出夫	君	
5 番	工	藤	弘	喜	君	6 番	余	湖	龍	三	
7 番	川	村		進	君	8 番	西	森	信	夫	
9 番	堤		三	樹	磨	君	10 番	西	山	由美子	君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君
副	町	長	佐	藤	明	君
総	務	課	長	森	谷	清
企	画	財	政	課	長	彰
町	民	課	長	伊	田	光
福	祉	保	健	課	長	邦
農	林	商	工	課	長	人
建	設	課	長	村	口	鉄
上	下	水	道	課	長	哉
会	計	管	理	者		伸
教	育	課	長	山	内	啓
管	理	課	長	遠	藤	琢
社	会	教	育	課	長	磨
幼	稚	園	・	保	育	一
セ	ン	タ	ー	事	務	貴
図	書	館	長	佐	藤	秀
農	業	委	員	会	事	勇
教	育	委	員	会	長	君
農	業	委	員	会	長	徳
監	査	委	員	山	本	正
				中	山	信
				三	好	也
				竹	村	一
				飯	田	郎
				清	井	実
				山	田	司
						行
						君
						君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君
議	会	事	務	局	係	長	本	庄	朋	美

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成27年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

議員、説明員の皆さまに申し上げます。事前に皆さまにお知らせしておりますとおり今定例会においてもクール・ビズの実施ということでノーネクタイ、また、議場での上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が9件、認定が6件、報告が1件でございます。その他、議長からの報告が2件、さらに、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、西森信夫君、9番、堤三樹磨君、10番、西山由美子君、2番、須河徹君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの3日間といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会の提案の前に2、3のこの間の動きに対して、私自身の考え方を申し述べまして挨拶に入りたいと思います。

まず、1点目であります。今年は戦後70年の節目の年であります。本町では7月15日に戦没者追悼式を開催し、全国的には8月15日に全国戦没者追悼式が行われました。私は7月15日の戦没者追悼式にも申し上げましたけれども、平和に生きていく、平和に生きる権利を地方自治としてあくまでも追求し、そして、未来永劫平和な社会が維持できるように決意を新たにしたところでございますけれども、先の9月4日の敬老祭でもこの節目の敬老祭にあたりまして、私は8月15日の全国戦没者追悼式での天皇陛下のお言葉を例に紹介をさせていただきました。国民が戦後の荒廃と復興のために全力でこの70年間ご努力してきたその姿に陛下自身が非常に国民に寄り添いながら、あの戦争を二度と起こしてはならない。戦争の深い反省と終戦の70年間の国民の努力に、今後平和の存続と国民の意識に支えられ、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ることを陛下自身が述べられたところでございますけれども、地方自治体の一つとして私たち自身もそのような決意を新たにしたところでございます。

2点目であります。TPPが今年の秋には妥結をするのではないのかという情勢がございました。そんなこともございまして、7月の下旬に私自身も今は亡き桜田活性化期成会会長に強く要請し、管内的なTPPの集会の開催を求めてきたところでございますけれども、7月下旬に北見の芸術文化ホールで500名の参加のもとにTPPの国会決議を遵守するような決意を改めて申し上げたところでございますし、活性化期成会を代表して私自身が「頑張ろう」のシュプレヒコールの音頭をとらせていただいたところでございます。今の状況では、カナダやアメリカの状況がこのTPPの妥結になかなか至っていないという状況でございますから、今年中の妥結は非常に厳しい情勢だということをマスコミ各社が報じておりますけれども、私自身が大変気になっているところは、我が国がこのTPPの妥結に向けて一層の努力を重ねているというこの姿勢が果たして地域の農業や私ども地域社会の維持、発展のために、このことが本当に妥当なのかどうか。国会の決議を守ろうとするための決意、あるいは妥結に向けての行動なのかというのは、非常に気になるところでございます。今後もこの点についても見守りながら、はっきりと意思表示をしながら進めてまいりたいと思います。

さらに、この7月25日は私どもの議会の元議長でもありますし、長年、町議会議員としてご活躍いただいた大坪勝廣さんの旭日双光章の受章祝いが開催された日でもあります。

さて、もう1点であります。全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、7

月30日の活性化期成会の要請で太田国土交通大臣に早期開通と網走までの早期着工、あるいは足寄までの凍結の解除の要請をしてきたところでございますけれども、その席上、北見西ICから訓子府ICは雪の降る前に開通をするという回答をいただいたところでございます。9月5日に太田大臣と佐藤農林水産大臣政務官が網走に来られましたので、私自身もその中で時間を1、2分いただきましたので、太田大臣と佐藤政務官に可能な限り早くこの訓子府ICの開通を要請したところでございます。

以上、議会のさまざまな動きの中でも一部紹介されておりましたけれども、私どもの町を巡って三つに集約して、この間の動きをご紹介をさせていただいたところでございます。

さて、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、4,862万9千円の追加補正と地方債補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、後ほど行政報告をさせていただきます教育費指定寄付金の社会資本整備基金への積立金の追加、総合戦略策定にあたり「まち・ひと・しごと創生有識者会議」の設置に伴う委員報償の新規計上、また、町道民税、法人税、固定資産税の還付金と加算金が発生したことによる追加、さらに、マイナンバー制度にかかる個人番号カード交付関連経費の計上。

民生費では、自立支援サービス事業と地域生活支援事業について、過年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の追加。

農林水産業費では、堆肥供給センター屋根修繕経費の計上、経営所得安定対策直接支払推進事業事務費の追加、経営体育成支援事業補助金の過年度分返還金の追加。

また、新規就農支援等関連として青年就農給付金と農業経営法人化の取り組みを対象とする担い手経営発展支援事業補助金を新規計上。

商工費では、全額道費補助により、年末に向けた本年度3期目のプレミアム付商品券発行経費の追加。

教育費では、来年度、肢体不自由児の入学が見込まれることから、訓子府中学校校舎の段差解消等にかかる修繕経費の追加。

現在建設を進めておりますこども園関連では、園の愛称募集および園の歌作成にかかる謝礼、収納棚製作業務委託料、施設、保育、給食用備品購入費などの追加。

また、地方債については、後年度元利償還金の全額を国が負担する臨時財政対策債の追加を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、715万2千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、後期高齢者支援金拠出金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金の確定に伴う追加または減額補正、さらに療養給付費負担金および退職医療交付金の確定に伴う返還金の追加を提案させていただいております。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、訓子府町個人情報保護条例と訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

次に、規約の改正についてでございます。

北海道内の一部事務組合の解散、あるいは新たな団体の設置によりまして、脱退あるいは加入に伴い、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合のそれぞれの規約を変更することについて議決いただきたく、提案させていただいております。

次に、専決処分についてでございます。

訓子府中学校野球部が7月に全道大会に出場いたしました但、これにかかる派遣費について、現行予算に不足が生じたので、7月16日付けで予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

教育委員会委員1名が本年9月30日をもちまして任期満了を迎えますことから任命についてご提案させていただいております。

次に、認定についてでございますが、一般会計、各特別会計および水道事業会計の合計6会計の平成26年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後ですが、報告でございますが、平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案9件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、副町長、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

教育費指定寄付金についてでございます。

去る7月10日、東幸町にお住まいの山本俊一様から本町に、現在建設中の「訓子府町認定こども園の整備に役立ててほしい」と100万円のご寄付がございました。

これは、山本様が長年、訓子府町にお世話になっていることに対し、お礼としての寄付でございます。

山本様のご厚志に心から感謝を申し上げ、寄付につきましては、社会資本整備基金に積み立て、こども園の整備に活用させていただくため、今定例町議会で補正予算を提案させていただくことを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

ただいまの行政報告につきましては、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

◎議案第52号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第52号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

該当者はご退場をお願いいたします。

（該当者退場）

○議長（上原豊茂君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書40ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をいたします。

議案書の４０ページをお開き願いたいと思います。

議案第５２号 教育委員会委員の任命についてでございます。

現在教育委員であります飯田洋司氏がこの９月３０日をもちまして、任期満了となります。

議員の皆さまにおかれましては、ご存じのことと思いますが、飯田洋司氏は平成１１年１０月１日から４期１２年間にわたり教育委員として務められ、さらに平成２０年１０月１日からは教育委員長として町の教育振興にご尽力をいただいております、今回の任期満了に伴い、飯田洋司氏を引き続き任命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、飯田洋司氏の経歴を簡単にご紹介をいたします

（経歴等掲載省略）

飯田洋司氏の豊富な識見と経験は、教育委員として適任者と考えておりますので、ご同意を賜いますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成２７年１０月１日から平成３１年９月３０日までの４年間でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第５２号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

該当者の入場をお願いいたします。

（該当者入場）

◎議案第 5 1 号

○議長（上原豊茂君） 日程第 5、議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 3 6 ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第 5 1 号の説明になります。議案書 3 6 ページになります。

議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の専決処分につきましては、先ほど町長の冒頭の挨拶でもございましたけども、訓子府中学校、訓中の野球部が 7 月 1 7 日から釧路市などで開催された第 3 2 回全日本軟式野球北海道大会に出場したことに伴う大会派遣費用を 7 月 1 6 日付で専決処分したというものでございます。

それでは、3 7 ページの専決処分書の内容を説明いたしますけれども、専決処分を行った平成 2 7 年度訓子府町一般会計補正予算（第 4 号）の内容についてでございます。

まず、ここの第 1 条では、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ 4 0 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 億 5, 2 8 6 万 6 千円とするものでございます。

第 2 項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましてですけども、次のページの第 1 表になりますけども、これについては、ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、3 9 ページの事項別明細書によって説明をさせていただきたいと思います。

このページの上の表の歳入になりますけども、1 8 款、1 項、1 目の繰越金では、この専決処分の補正にあたりましての財源調整ということで 4 0 万円を計上しているものでございます。

次に、歳出の部分になります。下の表です。

1 0 款、6 項、1 目の保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の大会派遣費では、社会体育の大会派遣要綱に基づく、中学校の野球部員 2 2 名分の派遣費で 4 0 万円を追加するものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容につきまして、説明をさせていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号
議案第49号、議案第50号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第6、議案第44号、日程第7、議案第45号、日程第8、議案第46号、日程第9、議案第47号、日程第10、議案第48号、日程第11、議案第49号、日程第12、議案第50号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第44号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第44号の説明になります。議案書の1ページになります。

議案第44号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）について提案説明をいたします。

平成27年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものといたしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ4,862万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ44億149万5千円としております。

その下の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額につきましては、次の2ページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますけれども、これについてはご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいと思っております。

次に、第2条の地方債の補正ですけれども、これも次のページをお開き願いたいと思っておりますけれども、このページの一番下、臨時財政特例債につきましては、今回の補正により限度額を1億2,100万円から2,748万6千円を追加しまして1億4,848万6千円に変更すると。臨時財政対策債です。失礼しました。

ちょっと前半でこの起債についてを説明させていただきますけれども、この起債は他の過疎債などのように特定の事業に充当する起債とは違いまして、一般財源の不足を補うための特例として発行されるもので、償還にかかる元金利息ともに全額国の負担ということになるものでございます。

国では、従来地方交付税の財源が不足する場合、国債を発行してしのいでおりましたけれども、平成13年度からは財源不足に地方債の発行を認める臨時措置として導入されたものでございます。

この後の事項別明細書の中では、それぞれの事業における一般財源の財源調整として計上しておりますので、個々にはこの数字として足したものと合わないというか、わかりにくいというふうになっております。

それでは、事項別明細書になりますけども、まず、4ページの方から説明したいと思います。4ページの歳出になります。

一番上の表の第2款、総務費、1項、1目の一般管理費の一番右側になります。事業区分、各種基金積立金では、前段の行政報告でも説明しております寄付金に伴う分を社会資本整備基金に積み立てするということなので100万円を追加してございます。

次に、その下の8目の企画費、事業区分でいきますと、企画一般事業では、今般の地方創生法に産官学金労言、これは産業界、市町村や国の関係など行政機関、教育機関、それと金融機関、労働団体、メディア等となっておりますけども、これらで構成される総合戦略策定有識者会議での意見聴取が義務付けられたということから、その委員9人分の会議4回分で、単価2千円の7万2千円を追加しているものでございます。

次に、真ん中の表になりますけども、2款、2項、2目の賦課徴収費の賦課徴収事業では、所得更正に伴います町道民税の還付金及び還付加算金で8件、それと法人税の予定納税の還付金で6件、さらには、固定資産税の還付金と還付加算金で1件が発生したため、合計で105万円の追加をしているものでございます。

次に、一番下の表になりますけども、2款、3項、1目の戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業では、番号制度の導入に伴う個人番号カード交付事務に要する経費としまして、需用費の消耗品で16万9千円、カード関連の委任先となります地方公共団体情報システム機構というのがあるんですけども、そこに186万7千円を交付するものでございます。なお、これらの経費については、全額国庫の補助ということになります。

次に、5ページになります。次のページの上の表、3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業では、平成26年度分の精算に伴う返還金として619万2千円を追加しているものでございます。

その下の事業区分、地域生活支援事業につきましても、同じく平成26年度分の精算に伴う返還金として6万8千円の追加でございます。

次に、下の表になりますけども、6款の農林水産業費、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業施設維持管理事業では、26年冬期の大雪と経年劣化に伴います開盛にございます堆肥製造施設の北側の屋根の雪止めが壊れたということから修繕するもので300万円を計上しているものでございます。

その下の事業区分、経営所得安定対策直接支払推進事業では、事務費配分額の確定に伴いまして、その費用として16万3千円を追加するものでございます。

次のページ、一番上になりますけども、右側の方の事業区分の経営体育成支援事業では、過年度分の補助金に返還金が発生したために3万1千円を追加するものでございます。

その下の事業区分の青年就農給付金事業では、これは国の制度に基づきます農地プランで位置付けられた原則45歳未満の独立・自営を営む新規就農者について、最長5年間の給付金を交付するもので、1件分で112万5千円を計上するものでございます。

その下の事業区分、担い手経営発展支援事業では、地域の中心となる経営体の育成・確保のため農業経営の法人化の取り組みに対して定額補助される国の制度でございまして、1取組分の40万円を計上しております。

次に、7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、現在、プレミアム付商品券につきましても、1期分と2期分で既に予算付けを行っ

ているところでございますけども、今後、道において追加支援がされる見込みであることから、町では3期目の追加発行を行うこととしまして、事務費の31万円を含めて331万円を追加するもので、これは全額道費補助ということになります。

なお、3期分の予定としましては、還元率は同じで、還元率30%、1万円で3千円、販売が11月末から12月上旬に行う予定でございまして、その有効期限が年明けの1月末ということで、1セット単位が1万円で、3セット上限とするということで1千セット分で1千万円を予定しているところでございます。1セット単位1万円で3セット上限の1千セット分ということでございます。

次に、7ページになります。上の表の10款の教育費、3項の中学校費、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業では、来春、肢体不自由児が入学する予定になってございますので、それに伴いまして、生徒玄関および校舎内の廊下などのスロープや手すりを設置するというもので、修繕料で74万4千円を追加するものでございます。

次に、下の表の10款、4項、2目のこども園費の事業区分、こども園建設事業では、現在、皆さんご存じのように、^{くたい}躯体部分の建設が順調に進められておりますけども、建物に導入する備品等の中の取り扱いといいますか、寸法の取り合いが煮詰まっていまいりましたので、今回補正させていただくものでございます。

まずは、一番上の報償費では、今後行うこども園の名前、愛称の募集にかかる謝礼と、それとこども園の園歌、歌の作成にかかる費用として報償費で26万円を計上しております。中ほどの役務費につきましては、これは建築の完了検査に伴う手数料で5万6千円です。その下の委託料の電話移設業務では、現在の幼稚園・保育園の電話機を移設するものとして44万1千円の計上でございます。

そして、6月の補正予算で給食用の木製食器134万円を先に一部補正させていただいているところでございますけども、これを合わせて備品類として3千万円強になる旨の説明を前回させていただいたと思いますけれども、今回この備品類が先ほど言いましたように固まっていまいりましたので、補正提案させていただくものでございます。

その一つが、需用費の消耗品で事務用品などで83万円、それと保育消耗品で114万4千円、給食食器および調理器具で194万4千円、幼児用イスで205万9千円、これの消耗品合計で597万7千円を補正するものでございます。

その下の委託料の家具製作業務では、これは収納棚等の製作でございまして、180万円を計上してございます。

その下の備品購入費につきましては、施設用の備品としては、事務室のフリーデスク、机ですね、自由に使える机、会議室テーブル、行事用イスなどで786万8千円、保育用備品では、先生や保育用の机、子どもの机、移動舞台などで1,265万3千円、給食用備品では、フードプロセッサーや寸胴鍋などで38万3千円とそれぞれ追加となっておりまして、

次に、戻っていただきまして3ページになります。ここからは、歳入になります。

一番上の表の13款、2項、1目の総務費国庫補助金の説明欄、右側になりますけども、個人番号カードにかかる分で歳出分の全額が補助されると先ほど説明したとおり203万6千円を計上しているものでございます。

次に、2番目の表の14款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、説明欄の3本の

事業１６８万８千円と、その下の７目、商工費道補助金の地域ふれあいプレミアム付商品券追加発行支援事業費補助金３３１万円までは、歳出のところでも説明したように全額補助されるというものでございます。

次に、３番目の表の１６款、１項、４目の教育費寄付金では、これも行政報告や先ほども説明しておりますけれども、歳出の各種基金積立金と同じようなかたちで、その財源として教育費指定寄付金として受けるものでございます。

次に、４番目の表の１７款、１項、２目、社会資本整備基金繰入金につきましては、認定こども園の備品購入等の財源として２，９１７万８千円を計上しているものでございます。

その上の、一つ上の１目の財政調整基金繰入金の１，６０６万９千円の減額と一番下の表の２０款、１項、６目の臨時財政対策債２，７４８万６千円につきましては、今回の補正予算の財源調整として行うものでございます。

続きまして、８ページをお開き願いたいと思います。

この８ページは、地方債の年度末現在高に関する調書でございます。今回の臨時財政対策債の２，７４８万６千円の追加発行に伴いまして、合計欄の右側でございますように補正後の平成２７年度末現在高見込額につきましては、４７億４，３１１万１千円というふうになってございます。

最後に、別に配布しております資料１という基金の調書でございますけれども、それをおよそご覧いただきたいと思っております。

資料１では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）になりますけれども、今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、一番右側の下から４段目にありますように、一般会計では３７億６，６９０万２千円というふうになってございます。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第４５号 平成２７年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についての提案理由の説明を求めます。議案書９ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の９ページをお開きください。

議案第４５号 平成２７年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成２６年度の療養給付費等の確定に伴います精算と、平成２７年度の各種交付金、拠出金等の確定によりまして、その関係経費を補正するものであります。

まず、第１条にありますように７１５万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億７，８６５万２千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、１０ページの第１表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、１１ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、１１ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金ではありますが、平成27年度分の交付金の確定通知によりまして、6万7千円を減額するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、歳出に計上しております平成26年度分の超過交付分の返還金に充当するため705万3千円と、同じく歳出に計上しております平成27年度の各種拠出金等の確定に伴い、不足する財源に充当するため16万6千円、合わせて721万9千円を追加するものであります。

これによりまして、先ほど説明ありましたが、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますとおり平成27年度末基金保有見込額は1,876万8千円となる見込みであります。

次に、12ページの歳出について説明させていただきます。

第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の19万4千円の追加、次にあります第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の1万8千円の追加につきましては、平成27年度分拠出金及び納付金の確定通知によりまして、それぞれ追加するものであります。

次に、第5款、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1千円の減額、それから13ページの第6款、第1項、第1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の11万2千円の減額につきましても、平成27年度分拠出金及び納付金の確定通知によりまして、それぞれ減額するものであります。

次に、第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、平成26年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、国から超過交付されていまして520万8,039円を返還するため520万8千円を追加、また、退職医療交付金返還金につきましても、平成26年度の療養給付費等交付金の精算に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金から超過交付されていまして184万5,360円を返還するため184万5千円を追加するものであります。

以上、平成27年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第46号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書14ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第46号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の14ページをお開きください。

議案第46号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町個人情報保護条例（平成15年条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法と省略させていただきますが、番号利用法の施行に伴い、訓子府町

個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報についても個人情報に含まれますが、一般の個人情報保護制度よりも厳格な保護が必要とされ、番号利用法第29条および第30条では、国の行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法等の読み替え規定があります。

一方、地方公共団体等に関しましては、番号利用法第31条の中で、地方公共団体等においても、適正な取り扱い確保、開示、訂正、利用の停止などについて必要な措置を講じること、つまり各地方公共団体が設けている個人情報保護条例の整備等を行うことが規定されております。

今回の改正は、このことを踏まえ、国の行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法等の読み替え規定に準じて改正するものでございますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

改正条文は、15ページ、16ページに載っておりますが、規定内容によって施行日が異なるものがございますので、この条例につきましては、2条だての構成となっております。

本文では、改正内容が分かりにくいことから、17ページからの新旧対照表によりご説明いたしますので、17ページをご覧くださいと思います。

右に現行の条文、左に改正後の条文となっております。

字句の表記の改正、条文の追加などに伴う条項の繰り下げなど簡易な改正内容については、説明を省略させていただきますのでご了承願います。

まず、改正条例第1条関連でございますけども、現行の第2条の第1号ただし書きでは「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く」とありますが、番号利用法では、法人等の役員に関する情報は除外されておきませんので、この部分を削除するものでございます。

同じく、同条第2号以下を1号ずつ繰り下げ、第2号として「特定個人情報」についての定義を追加規定するものです。

下の方にいきまして、現行、第8条では「収集の制限」を規定しておりますが、特定個人情報については、18ページの中段の方の改正案にありますが、第8条の2として特定個人情報についての収集の制限について追加規定しております。

その下の第9条では「利用及び提供の制限」を規定しておりますが、第8条関係と同様に、右の19ページの改正案の上段にありますが、第9条の2では「特定個人情報の利用の制限」、それから、第9条の3では「特定個人情報の提供の制限」をそれぞれ追加規定しております。

次に、その下の第12条第2項では「自己に関する個人情報の開示請求権の代理人」について規定しており、番号利用法では、任意代理人による開示請求が認められておりますので、その旨追加規定しております。

次に、20ページをご覧くださいと思います。

第28条第1項第1号、第2号については、改正案にありますように、先ほど第8条の2、第9条の2、第9条の3が追加されたことに伴う改正となっております。

このページの一番下から次の21ページにわたりまして、第37条のところで「他の法

令等との調整」に関し規定されておりますが、第３７条第２項がありますけれども、特定個人情報につきましては、マイナポータルによる開示が予定されているということで、開示実施にかかる他の制度との調整規定から除外しております。

同じく、２１ページでございますけれども、改正条例第２条関係の新旧対照表がそこに載っております。

ここでは、番号利用法で定める情報提供等記録について定めております。

番号利用法では、情報提供の求めまたは提供があったときの記録についても国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法等の特例が定められており、これを踏まえまして、地方公共団体においても必要な措置を講じることとなるため、条例の改正整備をしようとするものでございます。

定義とありますが、第２条は、用語の定義でございますけれども、第３号に新たに「情報提供等記録」の定義を加えることとし、以下、条文を１号ずつ繰り下げるものでございます。

次に、中段にあります第９条の２第２項は、「特定個人情報の目的外利用」を規定しておりますが、情報提供等記録は目的外利用を一切禁止しているため、目的外利用から除くことを規定するものでございます。

次に、その下の第２７条では、「個人情報の提供先等への通知」に関し規定しておりますが、２２ページをご覧くださいと思います。

情報提供等記録につきましては、新たに項を設け、その通知方法を規定するものでございます。

その下の第２８条では「自己に関する個人情報の利用停止請求権」を規定しておりますけれども、情報提供等記録に関しては認められないため、本規定から除くことを規定しております。

１６ページに戻っていただきたいと思います。

１６ページでございますが、下の方に附則が載っておりますけれども、附則として、施行日につきましては、個人番号の通知等が行われる本年１０月５日からとしております。

ただし、改正条例第２条につきましては、番号利用法附則第１条第５号に掲げる規定の施行日、これは、平成２５年５月３１日に番号利用法が公布されましたけれども、公布の日から起算して４年を超えない範囲内で政令で定める日のことございまして、国においては、平成２９年１月、地方自治体においては、同年７月をめどに情報連携等が開始されますので、情報提供等記録に関する規定につきましては、この時点を施行期日ということで後ほど定められるということになります。

以上、議案第４６号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書２３ページです。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案書の２３ページになります。

議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町手数料徴収条例（平成１２年条例第８号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が順次施行されることに伴い、通知カードおよび個人番号カードの再交付手数料を定めるため訓子府町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例ということで、以下改正条文を記載しておりますが、通知カードと個人番号カードの施行日が異なることから、第１条で通知カード、第２条で個人番号カードの再交付手数料について定めるものであります。その内容につきましては、次の２４ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分には下線を引いてございます。

まず、上の表の第１条関係ですが、ここでは、本年１０月５日から交付が始まる通知カードの再交付手数料を規定するものです。

条例の第２条では、手数料の種類及び金額等について定めておりますが、この中の第１項第２７号は、現行では「削除」となっておりますが、これを「通知カードの再交付手数料１件につき５００円」に改めるものであります。

通知カードの交付手数料につきましては、初回の交付手数料は国の補助があるため無料ですが、紛失や汚損等個人の理由により再交付が必要となる場合には、国の補助の対象とならないため、１件につき５００円を再交付手数料として徴収するものであります。

次に、下の表の第２条関係ですが、ここでは来年１月１日以降、申請により交付が始まる個人番号カードの再交付手数料を規定するものです。

まず、第２条第１項第２６号ですが、現行は「住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料１件につき１，５００円」となっておりますが、個人番号カードの交付が始まることにより、住民基本台帳カードの新たな交付は行われなくなりますので、これを削除するものであります。

それから、先ほど上の表の第１条で第２７号を「通知カードの再交付手数料 １件につき ５００円」に改正することにしましたが、この第２７号を第２６号に改め、新たに第２７号に「個人番号カードの再交付手数料 １件につき ８００円」を加えるものであります。

個人番号カードにつきましても、通知カード同様、初回の交付手数料は国の補助があるため無料ですが、紛失や汚損等個人の理由により再交付が必要となる場合には、国の補助の対象とならないため、１件につき８００円を再交付手数料として徴収するものであります。

なお、第１条の通知カードの再交付手数料５００円および第２条の個人番号カードの再交付手数料８００円の金額につきましては、それぞれの原紙・ＩＣカードの購入原価等を考慮し、通知カードおよび個人番号カードの再交付手数料相当経費として、総務省から事務連絡により示された金額であります。

２３ページに戻しまして、附則であります。

この条例中、第1条の通知カードの規定は、平成27年10月5日から、第2条の個人番号カードの規定は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第48号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の25ページをお開きください。

議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にございますが、今回の変更につきましては、構成団体に脱退と加入があったこと、また、共同処理する事務についての脱退と加入があったため変更するものでございます。

次の26ページをご覧ください。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

以下、改正文がございますが、変更内容を整理した新旧対照表が27ページ以降にございますので、そちらをご覧ください。

右に現行、左に改正案を掲載しており、下線部が変更箇所でございます。

まず、組合を組織する地方公共団体については、別表第1に掲載されておりますが、現行欄にございます石狩振興局の下線を引いておりますが道央地区環境衛生組合、その下の渡島総合振興局の南渡島青少年指導センター組合、それから、その下の十勝総合振興局の東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合が解散により脱退のため削除、改正案の方ですけれども、十勝総合振興局の欄でございますけれども下線を引いておりますとかち広域消防事務組合が設立され、新たに加入することになったことに伴いまして追加するものでございます。

次に、組合の共同処理する事務が別表第2に載っておりますけれども、共同処理する事務の1については、消防団員事務の関係でございますけれども、現行欄の下線部にあります東十勝消防事務組合から北十勝消防事務組合までは解散に伴う脱退により削除となり、改正欄の方をご覧くださいと思いますけれども、音更町から豊頃町、下線を引いております下から2行目の豊頃町までと、三つとびまして最後の浦幌町の合わせて15の構成町村にその事務を継承するものでございます。

また、右側の現行欄をご覧くださいんですが、下線部最後の池北三町行政事務組合につきましては、組合自体は存続しますけれども、消防団員事務につきましては、平成28年度より、また左側の改正欄をご覧くださいと思いますが、下の方の本別町、足寄

町、陸別町の構成町に継承され加入することになり、追加するものでございます。

さらに、28ページをご覧いただきたいと思いますが、9項では、公務災害補償関係事務について載っておりますが、現行欄の下線部の六つの組合の解散に伴いまして削除、それから左側の改正欄の下線部、とかち広域消防事務組合が設立され新たに加入となるため追加するものでございます。

26ページに戻っていただき、26ページの附則をご覧いただきたいと思います。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

なお、ただし書きがございますが、これは、東十勝、北十勝、南十勝の消防事務組合、西十勝消防組合の四つの組合につきましては、平成27年度末の解散となりますので、これら四つの組合の改正規定については、平成28年4月1日から施行することとなり、ここでただし書きを規定しているものでございます。

以上、議案第48号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第49号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の29ページをお開きください。

議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更につきましても先ほど議案第48号でも申し上げましたが、構成団体中の団体の脱退と加入、それから、この規約を縦書きから横書きに改めることに伴う変更でございます。

次の30ページをご覧ください。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

以下、改正文がございますが、変更内容を整理した新旧対照表が31ページにございますので、そちらをご覧ください。

右に現行、左に変更案、下線部が変更箇所となっております。

現行欄の表中、一部事務組合、石狩の道央地区環境衛生組合、渡島の南渡島青少年指導センター組合、十勝の西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合の6団体が解散により脱退するため削除するものでございます。

左の変更欄にあります一番下の下線部、とかち広域消防事務組合が設立され、新たに加入することになったことに伴いまして加えるものでございます。

前の30ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思います。

1項では、施行期日を規定しており、総務大臣の許可の日から施行することとしますが、

ただし書きにありますように、十勝の現行四つの団体につきましては、平成27年度末をもって解散となるため、平成28年4月1日から施行することとしております。

2項では、規約の左横書きについて規定しており、縦書きから左横書きに伴い、漢数字、号の番号など表記や字句、表の構成などの改正が伴うため、その旨規定しております。

以上、議案第49号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第50号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の32ページをお開きください。

議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更につきましては、規約第1条の整備、また構成団体中、6団体の脱退と1団体の加入に伴う変更でございます。

次の33ページをご覧ください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

以下、改正文がございますが、変更内容を整理した新旧対照表が34ページ以降にございますので、そちらをご覧ください。

表は、右に現行、左に改正案、下線部が変更箇所となっております。

第1条につきましては、下線部分の文言の整理ということで変更するものでございます。次に、この規約の第3条でこの組合の組織について規定しており、その構成団体を別表第1に定めております。

現行欄にあります道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、35ページになりますが、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、南渡島青少年指導センター組合、以上6団体の解散により脱退となるため削除するものでございます。

同じく、35ページの改正案の欄の一番下のとかち広域消防事務組合が設立され新たに加入することとなったことから追加するものでございます。

33ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思います。

ここでは施行期日が規定されておりますが、この規約は、総務大臣の許可の日から施行することとしますが、ただし書きにありますように、東十勝消防事務組合はじめ四つの団体については、平成27年度末をもって解散となるため、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第50号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第4

7号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、午前10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時01分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

前段で申し上げます。

認定の関係でありますけれども、本来ですと監査委員の決算審査意見書を添付するわけですけれども、不手際で後ほど資料配付するということでご了解いただきたいと思います。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（上原豊茂君） それでは、この際、日程第13、認定第1号、日程第14、認定第2号、日程第15、認定第3号、日程第16、認定第4号、日程第17、認定第5号、日程第18、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書41ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について、ご説明申し上げます。議案書41ページをお開きください。

認定第1号 平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成26年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月12日付け文書をもって監査委員から、先ほど議長からありました後ほど配布する「平成26年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで、一般会計の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成26年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表につきましては、会計別決算額の総括表であります。一般会計におきましては、決算額（B）欄にありますように、歳入につきましては、前年度と比較いたしまして、3,051万2,535円、0.7%増の45億8,736万2,223円、歳出につきましては、前年度と比較しまして1億3,746万413円、3.2%増の44億3,473万9,709円となっております。歳出の主なものにつきましては、平成25年度に国の好循環のための経済対策による補正により繰越明許費として実施された事業と基金に積み立てをいたしておりました地域の元気臨時交付金を活用した事業、それと特別養護老人

ホーム静寿園増改築事業を実施したことなどが、歳出増額の要因となっております。

なお、収支差引残額につきましては、前年度と比較いたしまして１億６９４万７、８７８円、４１．２％減少の１億５、２６２万２、５１４円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載しております。８、０００万円を財政調整基金に決算積み立てをし、残り７、２６２万２、５１４円を翌年度に繰り越すこととしております。その中には、６月の定例会でご報告させていただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を中心とした、国の補正予算に関する繰越明許費にかかる財源として８１９万５千円が含まれてございます。

なお、大変不手際がございまして、申し訳ございませんけれども、後ほど配付いたします「平成２６年度 訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、予算の執行及び財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第１号 平成２６年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第２号 平成２６年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書４２ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 認定第２号について、説明申し上げます。議案書の４２ページをお開きください。

認定第２号 平成２６年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成２６年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成２６年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年８月１２日付け文書をもって監査委員から、後ほど配布させていただきます「平成２６年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきました。地方自治法の規定に基づきまして、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成２６年度 訓子府町各会計決算報告書」の１ページ、上から２段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（Ｂ）欄、歳入９億５、１１３万３３０円、歳出９億２、６８３万６、５２０円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額２、４２９万３、８１０円のうち、２、４２９万３、０００円を財政調整基金に決算積み立てをし、残りの端数８１０円を翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成２６年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第３号 平成２６年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書４３ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、認定第３号について、説明申し上げます。議案書の４３ページをお開きください。

認定第3号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月12日付け文書をもって監査委員から、後ほど配布させていただきますが「平成26年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成26年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入7,164万5,601円、歳出7,164万4,901円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額700円を翌年度へ繰り越ししております。

以上が平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第4号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書44ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、認定第4号について、説明申し上げます。議案書の44ページをお開きください。

認定第4号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成26年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成26年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月12日付け文書をもって監査委員から、後ほど配布させていただきます「平成26年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要につきまして説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成26年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入4億7,117万7,129円、歳出4億5,089万2,715円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額2,028万4,414円を全額翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成26年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第5号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書45ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書の４５ページでございます。

認定第５号 平成２６年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきます。

平成２６年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成２６年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、８月１２日付け文書をもって監査委員から、後ほど配付いたします「平成２６年度訓子府町 各会計歳入歳出決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成２６年度 訓子府町各会計決算報告書」の１ページをご覧ください。

この表は、会計別決算額の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算額（Ｂ）欄にありますように、歳入２億３４８万４、３０８円、歳出２億３４８万４、３０８円で、収入支出差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては、一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものであります。

以上が、平成２６年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第６号 平成２６年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書４６ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 認定第６号 平成２６年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明をさせていただきます。

平成２６年度訓子府町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、別冊の平成２６年度訓子府町水道事業決算書５ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成２６年度訓子府町水道事業会計決算を同法第３０条第４項の規定に基づき、別冊の決算書のとおり認定に付するものであります。

平成２６年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年３月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、８月１２日付け文書をもって監査委員から、後ほど配付をいたしますとおり「平成２６年度訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただいたところであります。

また、剰余金の処分につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより地方公営企業の経営の自由度を高める観点から、「地方公営企業法」の資本制度に関する規定が一部改正され、条例または議会の議決により利益の処分を行うことになったものでございます。

このことを受け、地方公営企業法の規定に基づき、議会の決算認定と同時に剰余金処分の議決を受けるものであります。

それでは、平成２６年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のＡ４版、決算書で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた水道事業の収益でございますが、1億8,043万566円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた1億4,699万8,359円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で後ほど説明をさせていただきます。

次の2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、資本的収入では、企業債、補助金、補償金、分担金、出資金を合わせ6,057万4,701円の決算でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせ9,540万4,478円の決算でございます。

なお、収入、支出、差し引きで不足いたします3,482万9,777円につきましては、欄外の一歩下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金3,122万7,300円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額360万2,477円で補てんをしております。

次の3ページをお開きください。

これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益でございますが、26年度につきましては1,598万7,583円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きしますと329万2,202円となりまして、その額に営業利益1,598万7,583円を合わせた額1,927万9,785円が経常利益になります。

経常利益に特別利益731万7,985円を加え、その下にあります特別損失の220万9,427円を差し引いた額2,438万8,343円が当年度の純利益となり、黒字決算ということになります。

また、その他未処分利益剰余金変動額3千万円につきましては、起債償還に充てるため減債積立金から取り崩したもので、当年度純利益の2,438万8,343円と合わせました5,438万8,343円が平成26年度末における未処分利益剰余金となるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成26年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、平成26年度の決算において利益が生じたことから、未処分利益剰余金5,438万8,343円の内、企業債の償還を目的とした減債積立金に純利益分の2,438万8,343円を積み立て、減債積立金から起債償還に充てるため取り崩しました3千万円を資本金へ組み入れするものでございます。

以上が平成26年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、決算の認定及び剰余金の処分に関しましてご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで、議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、5分程度、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までの一括議題の質疑を行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までの一括議題の質疑を先に行うことに決定いたしました。

ただいま、先ほど不足しておりました決算審査の意見書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項に基づく検閲検査ができることといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、2番、須河徹君、3番、河端芳恵君、8番、西森信夫君、9番、堤三樹磨君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会開催のため、ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長(上原豊茂君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 委員長に河端芳恵委員、副委員長に西森信夫委員と決定いたしました。

また、審査期間は、平成27年11月2日月曜日から11月9日月曜日までの土日、祝日を除く5日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第19、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして一般質問を行います。

町民の健康と地域のしくみづくりへの施策と考え方について。

人々が幸福な生活を営むためには、何よりもまず健康でありたいものです。国は第3次国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動」を平成12年から推進してきました。本町は平成20年3月に「第1期健康増進計画」を策定して保健活動を行ってきましたが、国の「健康日本21（第2次）」に合わせて「第2期健康増進計画」を新たに策定しました。町民の健康状況は福祉政策とつながります。全ての町民にやさしい健康福祉の政策づくり、加えて地域におけるしくみづくりについて、町長の考えを伺います。

1点目、町民にとっての「健康づくり」をどのように捉えていますか。

2点目、地域における健康事業をとおして、地域にどんなしくみづくりが必要と考えますか。

3点目、各公共施設や地域の集会所に血圧計や健康器具などを設置する考えはありますか。

4点目、地域住民が安心して暮らせる心地よい「居場所」としてのコミュニティーひろばの必要性をどう考えていますか。

以上の4点を伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の健康と地域のしくみづくりへの施策と考え方」について4点のお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、1点目の「町民にとっての健康づくりをどのように捉えているか」とのお尋ねですが、町では、町民の健康づくりを支援する環境整備と健康増進に向けて、平成20年3月に「第1期訓子府町健康増進計画」を策定し、生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施するとともに、運動や食事、健康自己管理などの具体的な取り組みを提案し、町民の主体的な健康づくりの醸成を進めてまいりました。

第2期健康増進計画では、第1期計画の課題等を踏まえ、項目ごとに整理を行い、年齢層ごとに具体的な提案を掲げており、最終的に全体の目標値設定を行っております。

整理項目としましては「栄養・食生活」「運動・身体活動」「健康管理」「休養・こころの健康」「飲酒・喫煙」「歯の健康」の6項目を設定し、国が設定した「健康日本21」主要方針である「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」や「生活習慣病の発病予防と重症化予防の徹底」などとなっております。

町民の健康づくりは、介護予防や医療費負担の軽減などに結びつくものであり、豊かな人生を可能にするものであると捉えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目に「地域における健康事業をとおして、地域にどんなしくみづくりが必要か」とのお尋ねですが、第1期健康増進計画の策定に合わせて、以前から各地域に設置しておりました51名の「健康推進員」につきましても、その役割の見直しを行い、現在では、年4回の研修会の実施と「特定健診」や「がん検診」の受診の呼びかけをお願いするなど、健康増進計画の推進のための地域内リーダーとしての役割を担っていただいております。今後におきましても、健康増進計画に基づく保健活動、町民の健康保持増進、さらに、計画の具体策の推進役としてご協力をいただけるものと期待をしているところであります。

また保健師の地区活動は、住民の健康問題を把握したり、健康課題を解決するときに活用する手段といえますが、日常的に家庭訪問指導、健康相談、健康教育、自主グループの支援、地区組織の育成等、関わろうとする相手に合わせて手段を判断し、いくつもの手段を組み合わせながら地域に出向くことが必要とされており、住民と協働し、新たな地区組織を築いたり、地域のさまざまな関係機関や地区組織等との協働・連携体制を強化して、ソーシャル・キャピタル（協調的社会的ネットワーク）を育むことにつなげながら、住民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むことができるような環境づくりを進めるなど、とりわけ行政保健師の専門職としての課題はますます増加しているものと認識しております。

今後につきましても、健康推進員の方々や地域の皆さまにご協力をいただきながら、健康増進事業に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

3点目の「各公共施設や地域集会所に血圧計や健康器具などを設置する考えはないか」とのお尋ねですが、町の公の施設への備品設置につきましては、施設の性質に合わせて適切な設備整備に心がけているところですが、現在、ご質問の器具を設置している施設につきましては、総合福祉センターに電動血圧計1台とウォーキングマシンなど各種健康器具14台、温泉保養センターとプールにはそれぞれ電動血圧計1台を設置し、町民の方々に活用していただいておりますが、社会教育施設など、他の公の施設につきましては、施設の用途や管理面の関係などから、現在のところ設置の考えはありません。

また各地域集会所につきましては、無人または備品管理のしづらい施設ということもあり、機器を設置した場合の管理等が困難と思われるので、設置の計画はありませんが、地域で主体的に管理するという選択としましては、町が行っておりますコミュニティ施設整備事業等を活用して、地域で購入する方法もございます。

4点目に「地域住民の居場所としてのコミュニティーひろばの必要性をどう考えるか」とのお尋ねがありました。高齢になっても元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしくはつらつと暮らしていくことは、誰もが抱く願いではないかと思えます。そのため

には、身近な地域で「人と人とのつながり」を深めることが重要であり、何らかのかたちで地域や近隣の人との接点を持つことで「ふれあい」が生まれ、周りの人が高齢者の様子を把握することや、日々のふれあいの積み重ねにより「地域における支え合い」の土壌が培われるものと思われます。

また高齢者をはじめ地域の誰もが気軽に立ち寄って、お茶を飲んだり食事をしながらおしゃべりのできる「居場所づくり」を進めることが効果的だと言われております。

居場所づくりにあたっては、地域の元気な高齢者が運営に参画している場合も多く、居場所を訪れる高齢者の孤立防止や介護予防につながることはもとより、高齢者が主体的に運営に参画することで、高齢者の社会貢献活動の促進や生きがいづくりにもつながるものとも言われており、本町においても地域住民が主体的に地域の「居場所づくり」に取り組まれることを期待しているところです。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして、再質問いたしたいと思います。

健康と聞いて私には関係ないという方はいらっしゃると思います。健康というのは、病気になって初めてそのありがたさが認識できるものですから、100人いたら100人それぞれの捉え方、意識の違いは多々あると思いますが、この最初の平成20年に計画が立てられました「幸せは健康からin訓子府」、これはまだ自分が議員になって次の年ですから、初めてこの計画書を読んで、町がこんなにも町民の健康に対して、事細かに計画書をつくっているということを初めて知りました。それは国の指導に基づくものだと思いますけれども、個人的には、健康づくりといいますか健康に関しては、本当にそれぞれの考え方によって、特定されるものではないと思います。例えば全然病気も何もなくとも健康にもものすごい関心のある方は、毎日歩くことを目標として、それが健康づくりとも言えますでしょうし、病気をなされて障がいのある方でも、それを自分の体の中の一つの、「病気と仲良くする」とよくいわれますが、それを自覚しながら自分の生活を適用されている方もいます。また、障がいや病気があつて、しかも自分でもなかなか適用できない方は、行政の手助けを借りながら、ご近所や家族の手助けを借りながら暮らしている方もいらっしゃいます。そのように町民の方の中にもさまざまなかたちがあると思いますが、先ほど町長の回答の中にありましたように、行政はやはり5千数百人の町民全体の健康を計画書に基づいて見守っていかなければいけない、いろいろな指導をしていかなければいけないという一つの役割を持っております。この7年間ですね、平成20年から昨年までの7年間、この健康のための計画書をつくって、22人の策定委員の方々のたくさんの話し合いのもと、この町をこういうふうな健康づくりでやっていこうという計画を持ってやってきて、この7年間どのような効果および課題がみえてきたのか、簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、今まで第1期の計画を立てて、これまでどのような、やってみてどういう課題があるかということを経験しているということでございますけれども、平成20年度からは大きく保険制度が変わっておりまして、それは何かといい

ますと、特定健診ということで、今まで19年度まで町民健診ということで、訓子府町が全町民を対象に健診をしていたんですけども、平成20年度からは特定健診として、各保険者、社会保険の方は社会保険等、訓子府町は国民健康保険ということで、各保険者がですね、健診に取り組むということになっております。そういった意味で、今まで20年度から計画を立ててやってきておりますけども、町としては、町民全体ということで5千数百人の中で健康を推し進めてきておりますけども、各保険者の部分、特定健診は、各保険者が責任を持ってやるということになっておりますので、主に訓子府町といたしましては、国民健康保険の方を主に対象として進めてきたという実態でございます。そういった部分では、がん検診うんぬんについては全町民対象ですけども、特定健診の部分については、そういう部分がありますので、なかなか全町民一体として健康診断に取り組めないという部分もあります。社会保険等でやっている健診データも内容についてはわかりませんので、そういった部分では非常にちょっと、その制度自体については、ちょっと戸惑いがある中で、今まで進めてきたということでございます。そういったことでいきますと、いろいろな各健康団体等つくって、やってはいますけども、なかなか細部まで詰めきれていないという部分は課題でございます。ただ、平成22年度から健康計画を立てまして各種団体のいろいろな協力をいただいて、健康意識づくりについては、かなりの効果があったというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、数字を追うばかりが計画に沿ったあれだとは思わないんですけども、大体35%ぐらいでしたっけ、そのぐらいで止まっていますよね、止まるというか、特定健診は国保の人たちが対象ですけども、多分その35%ぐらいというのは、受けている方は毎年受けている方が多いのかなと思うんですが、新しく受ける方がなかなか増えていかないというふうに捉えてよろしいんですか。多分平成20年から国保と他の保険者とそういうふうに分かれてきましたよね。それでこの特定健診を受けない人たちに対する、受けないと言ったら、受けなきゃいけないという義務ではないんですけども、本人の自由意思なんですけれども、町としては、できるだけたくさんの人に受けて、そして、自分の健康を確認していただきたいということが目的としてあるんですけれども、そこがどういう理由でその数字が伸びていかないのかということはどういうふうに捉えているのか。例えば、保健指導、受けた方の結果を保健師さんたちが、前は多分、結果票を送るようにしていたんじゃないかと思うんですが、この平成20年になってからは、保健師さんたちが一人一人の、あなたの健診はこういう結果ですよということで保健指導をしていますよね。そこら辺の、例えば身近でも保健師さんからメタボと言われるのが嫌だとか、病院に行きなさいと言われるのが嫌だとかという声も聞こえてくるんですが、その辺の以前の町民健診と違ったやり方に対する町としての捉え方がいかなものなのでしょう。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、特定健診等の受診率が35%ぐらいということで、なかなか上がらない。その状況についてどう捉えているかということと、もう一つ今、やり方が変わったことについての結果報告の関係についてご説明させていただきますけども、特定健診、確かに35%ということで、年々こう上がってきてはいます。ただ右

肩上がりではなくて、やはりこう波を打つようになっておりまして、徐々に徐々に上がっている状況でございます。26年度については、まだ結果は出ませんけども約40%近くの数字が出るのではないかと今考えているところでございますけども、この特定健診なかなか上がらない理由につきましては、まだはっきりした理由はわかりませんが、40歳から74歳までということで、結構意識のある方はかなりありますけども、やはり若年層の方、本当に健康に心配いらない方というのは、なかなかちょっと受けていないのかなというふうに捉えているところでございます。

そういった意味で、今、何とかその辺の意識を高めようといういろいろなことで啓発等しております。そういったところでやっていますけども、特に今、やはり個別に直接会って勧誘というんですか、受けていただくことが一番効果的ではないかというふうにいわれていまして、各地区におります健康推進員さんをお願いしまして個別に社保と国保わかりませんが、がん検診含めてですね、各戸回っていただいて声かけをさせていただいているところでございます。そういう結果もあって今年度26年度ですか、若干上がってきているんじゃないかと思っておりますけども、さらに進めていきたいというふうに思っています。

それから、結果報告についてですね、直接言われてしまって困るので受けなくなったんじゃないかというような話もあるということでございますけども、特定健診に従ってですね、保健指導というのは義務付けられていますので、これはやっているところでございますけども、基本的に本町の場合につきましても、直接ですね会って、保健師が保健センターで会ってですね、あと管理栄養士もそうですし、指導させていただきます。問題なければ、それでよろしいんですけども、問題があればですね、特定保健指導ということで、動機付け支援、または、積極的支援ということで分かれていまして、そうなりますとさらに3か月、6か月の指導をするようなことになっております。ただ直接保健師と話して、いろいろと指導を受けていただくということに対して、かなりやはり皆さん、町民の方、安心してですね、納得されている方がほとんどではないかというふうに思っております。特に、それによって受けるのが嫌だというような方はあまり聞きませんが、直接来ない方も何人かいますので、その場合は直接、指導の方をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山君。

○10番（西山由美子君） すいません、数少ない人の話をしてしまったかもしれませんが、健康に関しては先ほど言ったように個人的ないろいろな捉え方があると。町としては、町民全体がとにかく健康になってほしいということを願っているような活動をしているわけで、この計画書の中にもありましたけども、毎週月曜日、成人栄養相談とか、成人健康相談とか、そういう時間も設けて個人の町民の皆さまの相談にいつでも応じられるということですが、こういう相談に関してはどうなんだろう、町民の方々にうまく活用されているんでしょうか、どれぐらいの相談件数がありますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 毎週月曜日に成人健康相談を行っております。それでこの曜日に来る方も、毎週月曜日と決まっていますけども、他の日でも相談に来る方はいます。この曜日だけじゃないということをご理解をいただきたいんですけども、そういうか

たちで今やっておりますけども、実績といたしましては、保健指導ということでやっております。すいません数字が今ちょっと手元にないので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） この計画書の中からはいろんな具体的に聞こうとは思ったんですが、保健師さんたちがさまざまな町民に対する対応をしている中で、訓子府町として、受診率を上げることだけが本当の健康づくりとは思わないんですけれども、これから先やはりどんどん高齢化していく中で地域との、地域と行政とそして町民の方との健康に関する交わり方というんでしょうか、そのしくみづくりをどういうふうに持っていったらいいのかということが二つ目の質問であるんですけれども、今までも保健事業として、地域に保健師さんたちが出向いて行って、いろんな活動をしてきていると思いますが、特長的だった、もっとほかの地域にも広めていきたいなと思われるような、そんな活動がもしありましたら簡単にご説明願いますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 地域においてやっている活動について簡単にとということでございますけども、今、地域に出向いていろいろ活動をやっている部分につきましては、地域包括支援センターの方では、高齢者の介護予防の関係で地域の理解を進めるために「ささえあいプロジェクト」ということで、各自治会ですか、町内会・実践会について、年間10回、10か所程度ということで地域を回って、地域づくりをしているところでございますけども、もう1点、今年度、第2期の健康増進計画を受けまして、地区巡回健康教育ということで、教育委員会の社会教育課と連携しまして、くんねっぷ巡回講座とどこでも健康セミナーということで今やっているところでございます。これにつきましては、町民が身近な場所で健康に関する知識を深め、身近な仲間とともに自らの健康維持および増進に役立てることができることを目的に今いろいろな地区を回って、希望がある地区については、いろいろと地域に出て教室等、健康セミナーをやっているところでございます。

それと先ほどの成人健康相談の数でございますけども、平成25年度でいいますと41人の58回でございます。

それと成人栄養相談も同じくありまして、平成25年度につきましては、41回で48人の成人栄養相談をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） すいません。細かくお聞きしたのは、そういう日頃の保健師さんたちの小さな小さな活動が、結果として町民の健康につながればいいなと私も思っていて、先日、保健師さんとちょっとお話したときに、今、課長がおっしゃったくんねっぷ巡回講座、社会教育の方と連携してですね、これちょっとおもしろそうだなと私も思いました。まず、健康に関してはですね、意外とデリケートな部分があります。病気を抱えていらっしゃる方、あなたはがんですよと言われて、それからやはりなかなか足が思うように動かなかつたり、それは、その人その人で、どうしてもこの今の苦しい状況から抜け出せるんだろうかって、日々悩んでいてもなかなか一人では解決つかないところがあると思うんですね。そこがやはり保健師さんの専門的な指導とやはり助言があつてこそ、

まだまだ大丈夫なんだという安心感を得られるんじゃないかと思います。それが地域によってきめ細やかに行われるとしたら、もしかしたら健診は行けなくても、その健康に関することに少しずつ関心を持っていただけるのかなと。これがやはりその地域の中の小さなボランティアの団体がもし育っていたとしたら、そこがそういうかたちでこの巡回講座をすればいいんだなと思って、先日まだ何も活動していないんですけど、日出においても5、6人で何かやろうかと、今まだおぎやあと生まれたばかりで、何をしたらいいかわからないんですね。計画を出さなきゃいけない時点にきて、もうこの夏の暑さで計画倒れしてしまって、なかなか何もできない。そのときにこの巡回講座の紙をいただきまして、これなら社協からいただいたわずかの予算を使ってでも、もしかしたら地域の皆さんに何か役に立つことができるかもしれないと。ちょっとこれから今、計画を立てようと思っているんですが、やはり健診だけだと、体重、身長、血圧ぐらいで、血液検査、尿検査が大きいですけれども、なかなか面倒臭いやとか、1, 200円ならもったいないやとかって、忙しくてそんなところに行ってもらえないよとか、いろんな声も聞かれます。それでやはり地域の中でこう楽しくですね、いろんな人と健康について語り合ったり、保健師さんの指導を受けたりする中で、やはり意識が芽生えてくるというのも、すごく大きな事業の一つじゃないかと思うので、すごい細かくいろいろ書いてあるんですが、楽しくやろうよという、ぜひこれをもっとわかりやすく、全町民にお知らせしてほしいなと思います。健康診断もそうです。嫌がる夫を私も無理やり連れて行くんですが、確かにちょっと時間もとられますが、自分の健康のバロメーターとしてですね、保健師さんたちが全部、毎年のデータをきちんと整理してくれますので、あまり神経質にならないで、一つの健康のバロメーターとして、やっている中で健診を受けていても、いろんな人と出会ったり、図書館の館長が一生懸命本を持ってきて、健康に関する本を読んでくださいって活動したり、その中でまた人と話すことも一応ふれあいの場になるのかなと思いますので、まず、多分行く人は毎年行くでしょうけども、行かない人のことをどうやったら皆来てもらえるだろうかと、受診率を上げることじゃなくて、結果として上がったというのはいいんですけども、そこら辺の工夫をもう少ししてほしいなと思います。そのために先ほど健康器具のことを言いましたけれども、血圧計が一つあるだけで、結構そこで健康の話になるんですよ、血圧計がすべての人が持っているかといったら、そういうことはないと思います。関心のある人、健診に行く人は大体持っている人が多いのかもしれませんが、これはすごく、そんな予算的にも大きいことじゃないですし、集会所にあったって、そんなに壊されるものでもないんで、これはぜひ見える場所、人の集まる場所に、せめて血圧計だけでも置いてもらえたらなと思います。

そして、健康器具がたくさんたくさんある増進室ですね。これは毎回言われています。町民の方も、あそこ行ってみたいんですけども、なかなか目の前で皆さん仕事していらっしゃるのに行きづらいよねって、高そうな健康器具がいっぱい並んでいるけれども、2013年の8月に広報に大きく出ましたよね、その中で利用者の数を書いてあるんですが、本当にこんなにたくさん利用されているんでしょうかね、毎日見ているわけじゃないのでよくわかりません。もっと気楽にいろんな年齢の人が楽しく使えるような工夫ですね、お部屋の設置の仕方とか、もうちょっと工夫があってもいいと思うんですよ。こういう機械はなかなか自分のところでは買えませんので、町民の人に使ってもらってなんぼですか

ら、ただ広報に載せるだけではなくて、どうやったら皆に楽しく使ってもらえるかという工夫をぜひ考えてやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今いろいろな提案があることについては、例えば健康センターの器具が空いている、あるいは行きづらい等々のことについても、これは改善していかなければなりませんし、担当課を中心にしながら積極的にこの第2期の健康増進計画を現実のものにするために努力していかなきゃならないというふうに思っております。

全体的にちょっと整理をさせてもらいたいと思うんですけども、一つは、この超高齢社会と医療費の高騰の中で厚生労働省は健康日本21という、すなわち目標を明らかにしながらそれぞれの自治体において受診率を高めていこうと。状況によっては65%以上の受診率が達成できなければペナルティーをかけるとまでやった、この健康21が本当に国民の側に立った健康の問題なのかという点では、まだまだいろんな改善をしなければならないことがたくさんあります。例えば、今うちの保健師たちが事後指導、いろいろなことをやっていきますけども、北見の保健師はやっていないはずですよ。これはうちの町がこだわっている。すなわち医師会に丸投げしている。病院に行ってください。その結果は医師と患者との中でのやり取りはあるけれども、うちの町のように従来の公衆衛生活動というか、保健師活動の中できっちりやはりフォローをしたり、そして、サポートしたりするという活動というのは、訓子府というのは、非常によくやっていると私自身は思っていますので、ここはある意味では、ご理解をいただかなければならないというふうに思っています。

そして、改めてこの制度の中で、何が今起こってきているかというと、保健師の業務が二つの行政の、福祉保健課の中で二つの縦割りになっている。地域包括支援センターと健康増進係と。これを何とか統一的に高齢者のみならず、町民全体の健康を捉えながらやっていこうというのが私は第2期の健康増進計画ではないのかなというふうに思っております。ある意味では、その新しい試みとして、社会教育課と保健師が一緒になって健康の問題を地域の皆さんと一緒に、ともに考えていこうということを積極的に打ち出していこうという点では、まず一つは第一歩ではないかと思います。

ただ、私は物知りの保健師が健康について教えるだなんていう時代ではない。むしろ健康の問題を学びを通じて、自らの問題として住民自身がそこから健康を自分のものとして自分を変えていこう、生活を変えていこうという努力なくして、この目標達成というのは、私はあり得ないというふうに思っておりますので、確かに保健師が助言をしたり、いろんな機会を設けていく、社会教育課と連携しながらやっていくということも大事ですけども、一方では、健康の主体者、主人公は町民自身だということでもあります。それが自分の問題として、どう取り上げられるか、どう考えていくかということが、これを地域で集団的に学習し、そして、検診につなげていくということが、この今年からのある意味では、積極的なスタートだなというふうに私自身は思っておりますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

まだいろんなお話ししなければならないことがありますけども、今こういう時点だということとであります。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） すいません、私自身がよくまとまっていなかったんですが、今、

町長がおっしゃったことが、もしかしたら保健師さんが指導するとかじゃなくて、町民同士のいろんな語らいの中から出てくるのが、それで必要なのが居場所なんですよ最後の。この間、奈井江町に行ってきた議員で研修してきましたけど、奈井江町では、高齢者の支援という目標で「みなクル」という施設を4億円ぐらいかけてつくりました。この訓子府町はまだこれからいろんな施設を建てなきゃいけない計画がある中で、今さら施設を建ててほしいとは言っていない。こんな5千人ぐらいの町で訓子府がこんな立派な庁舎があるということも、もう建ててしまった施設ですから、以前から言っていたように、町の中にあるんですから、やはりこの施設をもっと町民のものにできないかなと。例えば、ふれあいホールというんですよね、入ってすぐ左側のところ。あそこはきっと空いている時間帯もあると思うので、例えば「みなクル」でやっていたようにテーブルとイスがあれば、うららに用を足しに来たお年寄りとか、あの人たちもちょっとそこで一服しませんかという声かけで、そんなことから始めてもいいんじゃないかなと思うんですよ。町長は前に質問したときも、どうぞ公共施設をそういう皆の広場として使ってくださいと言いますが、なかなか公民館にしても、スポーツセンターにしても用事がないと行きづらいところですので、そこをある施設を利用して、職員はもうこぞってちゃんと町民を迎え入れる体制づくりをしてもらえれば、いっぺんには解決しなくても、少しずつ居場所の大切さが見えてくるんじゃないかなって、そんな気がして再度質問の項目に入れたわけです。今後は空き家対策の中にも居場所づくりとして何か出てくるかなと。町民が自主的にと言いますが、これはなかなか難しいです。やはり奈井江町で感じたのは、町として絶対これは必要だと、その前にいろんな会議を行って、皆さんの声を拾っていく中で、そういう結論に達して施設をつくったんですけども、お年寄りだけじゃなくて、子どもたちもそこで宿題をやったりとか、働いている親もいますから、訓子府は今すごくいい施設がどんどんできていますので、そのある施設を、後ほど山田議員の方から似たような質問もあるみたいですので、そこら辺の検討を今後お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これもう1から4点目までまとめて質問しているんですか。これ全部、全体の問題として私自身が答弁していいんですか。1点目とか2点目ではなくて。わかりました。

今、冒頭お話をさせていただきましたように、役場の庁舎の、例えば健康増進器具等が入っている所を積極的に利用していただくような、そういう施策や、あるいは公民館も気楽に利用していただけるような努力をきっと職員もしているというふうに私は思いますが、一層より多くの方が利用していただけるような状況を、積極的な声かけをいつの時代も努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただもう一つ、やはり前からお話しているように、どうしても地域の中で、居場所づくりの場所をどう設定するかというのは、なかなか具体的な方針を出せないという状況で今おります。この間、栗山の吉田さんという元社会教育職員なんですけども、社協の今事務局長をやっている方で、ケアラーという言葉が改めて栗山で実践されていることが出てきました。一つは、これはケアラーの命のバトンと在宅サポーターと手帳をつくって健康チェックとか、あるいはケアラーズカフェという気楽に交流する場所などを一つの総体として、社会福祉協議会のボランティア活用も含めた体制づくりをやっているということが新

聞で報道されていました。改めてこういったことも含めて、うちの町で可能なことをこれから担当課を中心としながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 町にも大きなスーパーができました。人が集まるようにはなったんですが、それから健康のために、街の中、それから歩道を歩いている方もいます。その方たちがちょっと一服できるような場所、運営するのが町民、自主的なというのはあったとしても、やはり提案的には、これから考えていってほしいなと思います。

次の質問に移ります。

町民目線の地域で生かされる公園づくりについて。

公園は憩いと安らぎを与えてくれる住民にとって最も身近な地域の財産です。しかし、整備にはもちろん維持管理にも安全な遊具の点検にも一定の費用がかかります。近年の少子高齢化、人工減少の影響か、残念なことに公園を利用する人の姿も少なくなり、地域住民のニーズにも応えられているのか疑問を感じます。地域住民にとって魅力ある公園づくりを再生するために住民参加型の公園づくりが地域やまちづくりの活性化につながると感じますが、町長の考えを伺います。

1点目、過去において、町民に向けた公園をテーマにした意向調査をしたことがありますか。また、今後調査をする考えはありますか。

2点目、毎年、レクリエーション公園を含む各公園施設の維持管理費は約2千万円前後かかりますが、その費用対効果と今後の整備計画を伺います。

3点目、少子高齢化の現状に適した遊具や設備の改善と住民参加型の使いやすい魅力ある公園づくりについて、どのように考えていますか。

以上の3点です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁漏れがありますので、先に先の問題で一言だけお答えします。

現時点で地域の会館等に血圧計を置く考え方はありません。これは安全上や器具の維持管理等含めて、まだまだ解決しなければなりませんので、この辺については、今後必要な状況が生じた際には、町民の方と議論しながら具体化をしていかなければならない。むしろ答弁でも答えましたように、地域の中で独自に自分たちが管理して設置したいということであれば、町の2分の1だったでしょうか、補助金を活用しながら、ぜひ地域的な取り組みを強化していただきたいというのが、私自身の考え方であります。

それでは、「町民目線の地域で生かされる公園づくり」についての3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「公園をテーマとした町民に向けた意向調査の実施状況と今後の考え方」についてであります。これまで全町的な公園に特化した意向調査は実施しておりませんが、例えば、銀河公園については「くる・ネップ周辺環境整備」の一環として、幼稚園育友会、JA、商工会、老人クラブ連合会など幅広い年齢層、職域の皆さんの意見をお聞きした経過がございます。

予算や用地の関係もあり、すべての要望には応えられませんでした。いただいた意見を参考に公園遊具の選定や日差しを避ける場の設置など、住民のニーズに沿った公園づく

りに努めたところでございます。

今後においても、大規模改修などの機会を活用し、利用されている皆さんの意見聴取を行うなど、魅力ある公園整備を進めていく考えでありますのでご理解願います。

次に、2点目の「公園の維持管理経費の約2千万円の費用対効果と今後の整備計画」についてであります。本町の公園につきましては、バーベキューハウスなど一部施設を除き、原則無料となっており、また、公園の利用者数についても把握できる数はレクリエーション公園における事前予約のあった団体のみであり、費用対効果を示すことは極めて難しいと考えております。

しかしながら、レクリエーション公園を含め、銀河公園、いずみ公園、各団地公園などで多くの親子が楽しく遊んでいる姿を議員もよく見かけていることと思います。

また、把握できる数だけでも、町外から約2千名の団体利用があり、大きな額ではありませんが、一定程度の購買活動も生じていると考えます。

約2千万円の経費に対する効果について、数値で示すことはできませんが、子どもたちの健全な育成のために、そして、全町的なイベントや町内会など地域単位の憩いの場として、町内の各公園について、今後も適正な維持管理に努め、町民の理解を得る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後の整備計画につきましては、新たに大規模な公園を建設する計画はございません。現在ある各公園について、現状の規模を維持しながら、それぞれの遊具等の公園施設を適正に管理し、事故防止に努めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

3点目の「少子高齢化の現状に適した遊具や設備の改善と住民参加型の魅力ある公園づくり」についての考え方ですが、本町の公園につきましては、遊具等も含めて一定程度整備された状況となっており、全面的な遊具や設備の改善は困難と考えております。

住民参加型の事例といたしましては、日出団地内公園の遊具について、専門業者の点検により使用禁止措置がとられていたものが、交付金対象となり更新することが決定した際、日出町内会の役員や地域のお子さんを持つ保護者などから、遊具の種類や配置も含めて広く意見をいただき、公園の整備を行った経緯がございます。いずみ公園についても平成25年度の複合遊具導入の際、同様に若富町内会役員および子ども会からの意見を参考に整備しております。

小さいお子さんからお年寄りまで各世代の皆さんが使いやすく、愛着を持つことができる公園づくりには、利用する方々の意見を取り入れることが重要と認識しておりますので、今後もこうした整備を行う機会を捉えて、魅力ある公園づくりに努めていく考えですのでよろしくお願いをいたします。

以上、ご質問のあった3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） すいません時間がないので、ちょっと質問したいことだけ言いますけれども、この質問を取り上げて、やはりちゃんと現場を見なきゃなと思いまして、ある日曜日、午後からですね、私だけの考えじゃ偏ってしまうので、1人の住民の方を連れて公園を歩いてみました。一番最初に行ったのがレクリエーション公園です。これを言ったら町長はあそこの主でないし、そばにいらっしゃる方ですので、今頃何を言っている

んだって絶対に言われそうなんです、びっくりしました。とても気候のよい昼下がりでした。車が上と下合わせて15台ありました。子どもたちの遊具のあるところに行って、ずっと眺めていましたら、若いお母さんたち、お父さんと家族で来ている方が多くて、お母さんが子どもを遊ばせながら、ゆったりと昼寝をしている方もいました。2、3人にちょっと聞いてみたんですが、ほとんどが北見からいらしている方たちで、どうしてここを選ばれたんですかという、ここは静かだし、見晴らしもよくて、子どもたちを安心して遊ばせられるんですよって、あんな小さな公園でバッテリーカーがあるところもきつくないでしょうし、本当に楽しそうに遊んでいました。それから上の方に上がって、展望台に上がったんですね、そうすると4歳ぐらいの小さな緑色の服を着た女の子が1人で下から駆け上がってきたんです。芝桜の植えているところです。それで来たなと思ったら、親御さんは一番下のところで、芝生のところでお弁当を広げていたんですが、その子はまたその芝桜のところを楽しそうに駆け下りていって、そしてお母さんのところに着いたんですよ、そこで感じたんですが、もう数年前から、河端議員の方から芝桜のことについて、本当に職員の方々も苦労なさって、連日、草をとっている二人の作業員の方がいて、暑い中、草を除草している姿も何回も見かけました。あのせつかく草をとっても芝桜が生えていけませんから子どもにはわからないですよ。こんもりと盛られたところがちょうどいい、駆け上がったり駆け登ったりするのにちょうどいい高さなんですよ。あんなに広い丘に登ったり下りたりするところというのも、親から見て見守れる、そういうところって意外とないんですね。だから、これは私の本当に独断的な偏見かもしれませんが、芝桜は生えるところだけに縮小して、あとは遊べる丘にしたらどうでしょうか。雑草が生えても草刈をきちんとすれば、踏みつけるわけですから、どうかなと思ったんですが、その点、1点と、北見の私の卵のお客さんも訓子府のレクリエーション公園とかたんぼぼとか、すごく気に入られて、たまに遊びに行くんだよと言っていましたけれども、他の各公園も、その住民がもう子どもさんがほとんどいないのに遊具だけがあって、気になったのは、木陰がない、日影がない、ベンチが少ない。やはり年を取って公園に行ったとして、お話したいとしても腰かけるところがもっとほしいです。それと特長ある公園が少ないんですね。レクリエーション公園の良さはすごくよくわかったんですが、私が毎週月曜日に必ず常盤公園の前を客さんのところ通るんですが、月曜日なのに必ず1台以上車があって焼肉している。あそこは焼肉公園でネットでも有名だそうです。だから水もありますし、炭を捨てる場所もあったり、池もありますけども、あそこはすごく市民からも覚えられていて、いろんな人も知っていました。そういうふうに、もしかして・・・

○議長（上原豊茂君） あと7分です。

○10番（西山由美子君） ごめんなさい。特長ある公園づくりですね。たくさんお金をかけるんじゃなくて、この公園は芝生で焼肉してもいいよと町民に開放するとか、それから日出なんかの私の前のあの道路口の公園なんかは、本当はあそこいいんだけど、ブランコとか乗っていたいんだけど、外から見えるから嫌だよねという声も、一緒に行った方が言っていました。外から見えるのを隠すのはなんだなと思ったので、外から見えるとしたら、そこに町民の参加型の花畑、あそこにシルバーかな、花壇があるんですが、ほとんどもう草ボーボーです。誰も管理できてません。それで町民の方が参加できる、レクリエーション公園もそうですけど、自分の花壇を募集して、町民が参加できるような花壇づく

り、それも面白いとか言って3時間ぐらいその方とずっと歩いていたら、いろんなアイデアが浮かんできて、そして最後に銀河公園に行ったときに、銀河公園、余湖議員おっしゃったようにだいぶん狭くはなったんですが、その中でサッカーをやっている少年と子どもさんを連れていたお母さんたちと、ちょっと意外な、会いたかった人と会えてしばらくお話したんですけれども、やはりそのときも暑かったんだけど、ちょっと日陰が足りないねという話がありました。駅のところでは、焼き肉をしている団体がありました。だから公園って、さっきの憩いの場所でないですけど、屋外の憩いの場所に十分なり得るので、もっともっと広く町民がどんな人も使えるような、そういう公園として、もう1回、町民の声を拾いながら再考していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 今、数点にわたりましてご質問いただきました。

まず、レクリエーション公園の芝桜の関係です。実はあれにつきましては、今現在はあの再生にかけて、特に、平成25年から3か年、約2万2千株の新株を移植してどうにかならないものかというふうに努力はしているところです。これについては今後、中期的な考え方については、今言ったご異論もありますけども、今後新しい総合計画を策定しますので、その中でちょっと検討していきたいなというふうに、芝桜をどうしていくのかということも含めてちょっと検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

あと各公園につきましては、いろんな特色ある公園というのは、確かにわかりますけども、いずれにしても、そういう小公園については、地域の方々が集って遊ぶというような位置付けでやっておりますので、ある程度現状の考え方をもって進めていきたいし、あと遊具については、かなり老朽化が進んでいるところもありますので、例えば西幸町なんかは公園が密集しているという部分があって、特に、児童公園、西幸町の児童公園は遊具がほとんどCランクというような部分もあるので、あそこら辺も例えば更新するのか、それとも近くに銀河公園もあるので、そこを緑地帯にして、今、西山議員の言われたような、いろんなことができるようなかたちに整備していくのか、これについても総合計画の中で協議をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） そうですね、西幸町、二つありますよね、銀河公園のほかに。ブランコは日出のこの間ちょっと直してもらおうと言ったんですけど、日出のブランコよりずっといいんですよ、音もしなくて、取り替えてもらいたいなと思ったぐらい。それで前の所管事務調査の説明では、西幸町の公園に関しては、銀河公園の整備とともに何か考えていくというようなお答えをいただいていたんですが、西幸町のあの二つの公園、小さい公園と大きい公園は、計画としては、どういうふうになっているんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） その公園については、団地公園とあと児童公園があるんですけども、とりあえず今のところは遊具についても使用できる状況ですので、当面そういう状況であるうちは維持していく。ただ、それが例えばDランクになって撤去しなさいというようなかたちになってきたときに、お金がかかるという状況が生まれたときにある程度の整理をしなければならないと。今言ったような整理をしなければならないという認識でおります。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） それじゃですね、西幸町、現在も使っているということ、使っていていいということですよね、あのひどいベンチだけ取り替えてください。1個だけきれいでしたけど、あとはひどいです。座れないですあれは。とにかく座れるところ、憩える場所、そこを基本にして、古い公園も新しい公園もたくさんの人が利用できるような公園に少しずつ生まれ変わってほしいなと願っています。すいません、これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。では、早速一般質問に入ります。

私の方から、認定こども園と財政健全化のバランスについてという点でお伺いしたいと思います。

来年4月開園予定の認定こども園という大型投資事業が、今後、一層の財政改革が望まれる本町財政運営に与える影響についてと、認定こども園の運営方針についてという2点でお伺いしていきます。

まずここでちょっとお断りですけれども、ここで使いました一層の財政改革が望まれるという件につきましては、平成25年度財政健全化判断比率公表上の分析で示された財政健全化判断各指標上では健全といえるが、地方交付税が歳入予算の半分以上を占め、交付金の動向に左右される状況下であり、より一層財政の健全化に取り組む必要があるという評価で使われていた言葉だということを申し述べておきたいと思います。

それともう一つですね、今回のこども園に関する質問につきましては、再三、議会審議もされ、採決、承認を得られている事件ですので、今さら私自身がというのもあれなんですけども、私自身も、また、町民の皆さんの中にも必ずしも今の現状の中で納得されていない方々が多々いらっしゃる。実は今年4月から5月、町民の皆さんの声を聞きたくて一部かもしれませんがいろいろお話した中で、今回質問したこども園に関わる意見が意外と多かったものですから、進行中ということもあるんですけれども、どうしても今の状況でお聞きしたいという部分がありました。その中で多かったもの、ストレートに事前に言っておきますけれども、「6億円でもすごいのにまだかかるのか」ということや、「子どもや孫も世話になってわかるんだけど、これからスポセンとか図書館もつくるんだろう」と、「それで大丈夫なのか」と。「小中学校だってあんなに空き教室があるのに、ゆめゆめ館つくって今度は幼稚園か」と、「そんなお金どこにある」と、「静寿園でも大きくした方がいいんでないか」と、すみません、これは一部聞いた話ということで、意見として言われたということでちょっと伝えておきたいと思ったものですから、親御さんなんでもし

ようけども、「私たちの頃はいいんだけど、後々、保育料、今はいろんな補助がつくけども上がることになるんじゃないの」という心配ですとか、「役場だってがらがらなのに、まだ懲りずにそんなものばかりつくって、維持費だってばかにならないんじゃないのか」というような、ちょっと聞いたのが年配の方々が多かったのかもしれませんが、一部だということもあったのかもしれませんが、ただ本当に執行側が思うほどに町民の中でも理解といいますか、認定こども園の必要性、重要性、つくられる未来像というのが届いていないのではないかなと、そういう部分も含めましてちょっと質問を、今の状況下、質問しにくいことなんですけどさせていただきたいというふうに考えております。

もう1点だけですね、これ前回の私の質問で議会あてに一般質問通告書でローマ字使いの質問があったと。その使用が適切かどうかという問い合わせがあったということでございます。

私自身としては、特にそのことに対しての問題というふうなことはないというふうに考えておりましたけれども、その方の趣旨的には理解しにくいぞというご注意ではなかったかと思ひまして、私もここで質問書は、回答者に向けて行っておりますけれども、基本、町民が理解しにくいこと、納得できないことに主力を置き質問するという趣旨の以上、町民に対する配慮が私自身欠けていたかというふうに反省しております。これはちょっとお叱り受けるかもしれませんが、回答者側の方にも十分ご理解いただいた上で、お互いに質問にも配慮、回答にも配慮という部分を望みまして、ちょっと長くなりましたけども、通告書に基づいての質問とさせていただきます。

私の1番目で、まず、町政執行方針で示された約19億5千万円減らした借金（地方債現在高）、約7億7千万円積み増しした貯金（積立金現在高）、実質公債費比率など、健全化の方ですね、今後どのように推移していくのかと、数字的にわかるように経年比較していただかせんでしょうかというお話です。

今回も出てきていますけども26年度と、時期的にまだ出ないんでしょうけども、これから継続費で10億円ぐらいいかたちで出ていると思います。そういうものがこの中に入ってきた場合にどういうふうな、今、お答えしにくいかもしれませんが、お願いできればというふうに思っています。

2番目に、設計前の基本構想で示した本体6億円、解体を含む外構費1億円、再生可能エネルギー施設費1億円での施工、総工費ですね、8億円と基本的には捉えていたと思いますが、現段階では、11億8千万円、約5割増しとなっている背景に、労務費、資材費の高騰などの他に、決定の仕方におけるプロポーザル方式の採択に工事費高騰の要因がなかったのかどうかを再度お聞きしたいというふうに思います。

3番目で、木のぬくもりを大切に環境に配慮した園舎の建設。冷暖房施設に地中熱利用ヒートポンプと太陽光発電システム採用は、建設費用対効果、これを除く、別とすれば、評価として値すると思いますけれども、増床450㎡の費用とか、木材の使用が多用化ということ。これも含めて、新施設のランニングコスト、一度、建設課の方からお答えいただいたんですけども、ちょっとその部分も含みおきまして、再度確認という意味も含めまして、既存施設維持経費、需用費といいますか、それと比較してどの程度というふうに試算されているかということをお伺いしたいと思います。

次は、こども園自体の方ですけども、町政執行方針で、4番目に子ども未来課創設も視

野に入れ本年4月より子ども関連施設の兼任職員数を増員というふうにならなっております。幼保一体化施設「認定こども園」に関しましては、幼保連携型認定こども園として、運営の効率化に伴うコスト減というのが本来あるべきかなというふうに想定しているんですけど、これ町政執行方針でうたっていた子ども未来課創設というのものも、とりあえず視野として、これは捉えてるべきなのかなというのが、ちょっと理解しにくかったものですから、改めてその部分と、併せてこの部分でこども園というものの全体の像をもう一度お聞きしたいというふうに思っております。

5番目に、教育行政執行方針に「本町の特長である一貫した幼児教育システムを生かし、認定こども園開設を機に小中学校との連携強化を図り、町全体としてつながりのある幼児教育を進める」とあります。ここでうたう一貫とは、環境や状態にも連続した継続が好ましいということなのか。一貫性の重要性について、もう少しご説明をいただきたいと。

この5点に関して質問させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「認定こども園と財政健全化とのバランスについて」5点のお尋ねをいただきましたので、私の方から前半の3点をお答えし、4点目以降は教育長の方から答弁をさせていただきます。

まず、1点目に「地方債現在高、積立金現在高、実質公債費比率の今後の推移を経年比較できるように数字で示していただきたい」とのお尋ねがございました。

財政指標の今後の見通しについては、各種の事業計画はありますが、実施年度、財源見通しや国の地方財政措置など、さまざまな不確定要素がありますので、責任のある数値を示すことは難しいことをまずご理解いただきたいと思います。

しかし、議員がいわれる認定こども園建設の大型投資事業の財政運営に与える影響については、建設工事が完成していませんので予算段階での数値であります。平成28年度以降はこども園建設事業以外の地方債を借り入れしないことと仮置き条件が前提となりますが、地方債の現在高が平成26年度末で46億円、平成27年度末の見込みが47億4,300万円、平成28年度末の見込みが43億7,300万円、平成29年度末の見込みが39億5,900万円、平成30年度末の見込みが35億1,100万円と推計されております。

次に、実質公債費比率につきましては、議員もご存じかと思いますが、地方財政の早期健全化と再生を図る新しい制度として制定された指標の一つであり、公表が義務付けされています。

数値の基準は35%を超えると再生基準、25%を超えると早期健全化基準、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定と地方債発行が協議制から許可制となり、指標は分子に元利償還金に対する特定財源と普通交付税で措置される元利償還金を除いた元利償還金を、分母には普通交付税で措置される元利償還金を除いた標準財政規模額により算定されます。

標準財政規模の算定は、地方交付税制度の改正により大きく変動することから一定の前提条件により算定し、こども園建設事業の地方債借入予定額4億1,660万円の後年度の実質公債費比率への影響を試算しますと、平成28年度見込みが0.04%、平成29年度見込みが0.7%、平成30年度見込みが0.72%であり、最大で平成37年度の

0. 97%と推計されます。

また、積立金現在高につきましては、特定目的基金である社会資本整備基金から3億4,487万円を繰り入れしていますので27年度末の保有見込み額は37億6,690万円となっています。

そういったなかで、今後においても各種の施策実施とバランスのとれた健全な財政運営に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

2点目の「設計前に示した本体6億円、外構・解体1億円、再生可能エネルギー1億円での総工事費8億円が、現時点で11億8千万円となる背景に、労務費や資材費の高騰などのほかにプロポーザル方式が工事費高騰の要因となっていないか」とのお尋ねがございました。

まず、事業費の検討の経緯を簡単に説明いたしますが、昨年3月に、こども園建設事業設計プロポーザル応募要項の中で、議員のご質問のとおり概算工事費を8億円程度とし、各指名業者に技術提案書の作成を依頼し、7業者からのプレゼンテーションを経て、設計業者を決定いたしました。

その後、平成25年度以降の労務単価、資機材費等単価の上昇による工事費の急激な高騰という外的要因で約25%、金額にして2億円以上の増加が見込まれました。

また、設計業者との協議の中で、相談室の増設、ロードヒーティングなどさまざまな要望が出され、結果として総額約12億6千万円となったことから、延床面積の縮減、屋根や給排水施設の見直し、屋内遊具の取りやめ等、現場協議を経て事業費削減に努めたところであります。

入札の結果、本体工事9億709万2千円、外構および解体工事は解体工事が未確定ですが約1億1,100万円、再生可能エネルギーが1億446万5千円の合計11億2,255万7千円で、設計費や工事監理費を加えると約11億8千万円となっております。

プロポーザル提案方式につきましては、公共建築物などの設計者を決める手法の一つであり、特に今回のような専門性の高い施設の設計業務などの場合、単に競争入札による価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られないことが想定されるため、本町においても本提案方式を採用したものです。

こども園設計にあたって、応募要項で主として示した条件として、概算約8億円の事業費の他、延床面積2千㎡以内、構造材には町有林材、床材には津野産ヒノキ材を使用し、自然再生エネルギー導入に配慮し、地中熱ヒートポンプを使用することなどを提示しております。

事業費につきましては、競争入札やコンペなど他の手法であっても、これらの条件を満たすためには同程度の設計額となることが想定され、その後の資材高騰等外的要因や設計に基づく現場との修正協議については、いかなる手法を採用しても設計過程で実施していく手続きでありますので、プロポーザル方式採用が事業費高騰の一因となったという認識は持っておりませんのでご理解願います。

3点目の「施設の増床や費用のかかる木の多用は、新施設のランニングコストに影響はないのか。既存施設維持経費（需用費）と比較してどの程度になると試算されているか」のお尋ねであります。こども園は、町有林のカラマツ材を構造材に、床材は姉妹町である高知県津野町産のヒノキ材を活用し、暖房設備などには太陽光発電システムや地中熱を

利用した、地域材や地域再生エネルギーを活用した木のぬくもりあふれる地球環境にやさしい省資源・省エネルギーの施設であります。

維持経費につきましては、建設中のこども園は高気密高断熱の施設としていることや、先進地で同様の暖房設備を利用している施設の光熱水費の状況から、既存の幼稚園、保育園の光熱水費と比較しても大きく増加するものではないと考えております。

以上、お尋ねのありました前半の3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 後半の4点目と5点目は、私からお答えをいたします。

まず、4点目の「子ども未来課創設も視野に入れ本年4月より兼任職員数を増員とあります。これは子ども未来課創設は視野ではなく準備と捉えるべきでないのでしょうか」とのお尋ねについてお答えをいたします。

本年4月より子ども関連施設の一元化やこども園の開設準備・認可申請事務、子ども・子育て新制度に係る事務量の増大により兼任職員を配置したところでございます。

また、子ども未来課創設につきましては、こども園・子育て支援センター、児童センターの運営などを一元管理し、子育て施策を総合的に担当する部署として考えており、現在、福祉、保健、医療、教育などを含め、その業務内容や体制などについて、検討を行っているところであります。

子ども未来課は、子育てに関する多様なニーズに対応でき、地域の特性に応じた子育て支援や、世代に応じた子育て支援体制づくりができるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目の「認定こども園開設を機に小中学校との連携強化を図り、町全体としてのつながりのある幼児教育を進める」についてのお尋ねですが、私は、すべての子どもたちに等しく、一貫した幼児教育・保育を展開していくことが大切だと考えております。

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生活や遊びの中で、さまざまな体験を通じながら社会性を身につける大切な時期でもあります。

こども園では、子どもと子育て家庭の視点に立ち、これまでの幼稚園、保育園で培われた良さを生かし、0歳児から就学前の子どもたちの発達を見通し、一貫した質の高い幼児教育と豊かな保育を提供していきます。

また、こども園開設を機に保育教諭が一体化施設の中で、これまでの経験を生かすとともに、保育教諭間の連携はもとより、各関係機関との連携強化を図り、子どもたちの小学校への円滑な接続、さらには、中学校との連携により、町全体としての教育の幅が広がり、「学びの連続性」、「支援の継続」が構築されるものと考えております。

以上、後半の2点につきまして、私からお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） いろいろとお答えいただきました中で、まず前半3点のものと後半2点に分けて再質問していきたいと思っております。

まず、最初の方に関しまして、要は費用としてかかっているということと、先に対する不安という中でお尋ねしまして回答をいただきました。現時点で現状、健全化判断比率で

したか、実際に本年度は実質公債費比率等で8.8%、非常に他と比べても平均の若干下になるというふうに評価されるべきだと思いますし、ただ、ここで心配している部分を申し上げますと当初、町長が所信表明等の中で申し上げておりましたスポーツセンターですとか、図書館ならびに自立支援の施設ですとか長寿会館等、どちらかと言えばハードなものの要素が今期、任期といいますか、において、町長が掲げる中に多くあるという中で、どちらも投資性が高いものが非常に事業として多いですので、聞きました大きな目的には、このこども園建設事業、認可にあたって、先に対する見方のご指示といいますか、明確さがなかったように思います。ですので、もう少し数字でも何でも先を見通すというのは大変なのかもしれませんが、どれぐらいの負担がこの施設をつくることだというのを求めたかったと。こういうふうにつくるには、これぐらいまた負担がかかりますというのをもう少しわかりやすい方法でお示しいただければ認可しやすかったのではないかなというふうに思った思いもありまして、改めて聞かせてもらったということでご理解いただきたいと思います。お聞きしたところでは、財政的な蓄え含めて、今回のこども園建設に対しては、それほど問題意識を持つ、私が捉えていた以上に計画的にもっていかれているのかなというふうには私自身は受け取りましたし、これも町民の方にも幅広くお伝えしていくべき内容かなというふうに思います。ただちょっと懸念するのは、これから先、町長の言葉から出た各施設等というものを考えるときに、ここで使うまた次の順番として、どう捉えていくのか、これがまた重なってくると、過去において、数値的に18%を超えて過疎債の借入れを起こすときに、書類を作って同意を得なければならないという状況があったという、そういうような心配もないようにというふうにお願いしたいところでございます。

あと2番目にありました、お答えいただきました、プロポーザル方式で問題はないというお答えをいただきましたけれども、ここでまずちょっと気になる部分なんです、実は私も認識が悪かったんですけれども、当初、設計において概算総工費を8億円というお話をされてプレゼンテーションいただいたと、そういう中に要因として、子ども園としては、最初から2千㎡で町有林等のカラマツ材の使用ですとかというのをうたっていたというのをちょっと存じなかったもので、こういう質問になったんですけれども、ただ私の認識が違うのかもしれないんですけれども、まず、プロポーザル方式に関して、要は設計者を決めると、提案いただいて、こういうものをつくる、この金額、この工期においてという基本的なものをお示した中で、これに合うものの業者選択をするためにという、設計者を決める方式というふうに認識しております。そのことによって、今回、久米設計さんというかたちで進められてきたと思います。ただ、どうしても私は後半でちょっと知ったものですから、カラマツ材を使ったりですとか、ヒノキ材を使う、地中熱ヒートポンプはこれは知ってましたけど、そういう条件が入っていたということなので、本来プロポーザルというのは、そういう公募時に工期やコストの設定、それを価格等含めて、交渉結果の妥当性を確認しながら進めるのが本来、委託する側といいますか、発注する側としての、そこに重きを置いていくものかなと。大きな要素的には、やはりそういう価格的なもの、その予定内ということ望んでいくのが主なんではないかなというふうに私は思っていたものですから、プロポーザルのいろいろ意見を聞いたという中での方法に何か問題があったのか、もしくは、そこまで費用をかけなくてもいいんじゃないのかということを検証する方、委員会といいますか、設計までたどり着く、プロポーザルに設計を委託するまでの間にち

よっと欠けていたんじゃないかなというふうな気がしたものですから、その選択方法に間違いとかはなかったのかなというふうに単純に思いました。集成材で町のカラマツ材を使ったというお話なんですけども、単純ラーメン構造、私もこの間現場を見させてもらいまして、あれだけピッチが狭く、贅沢に資材を使えば、高騰というよりもかかりますよね。どうしてもそこまでしなきゃならなかったのかなと。この後で聞きました部分も含めて、建設課長の方から前回のときに年間で70万円ほどコストダウンで経費的には試算しているよというお話もいただきましたけれども、そこも果たして本当にそれだけになったのかなと、と言いますのは、先ほど、気密性いろんなような話もされましたけれども、確かにヒートポンプというかたちでやっていますけども、このものに対する新しい工法とかを含める、検証も含めると、ちょっと問題がないか。太陽光パネルにしても熱源の供給にしては、枚数が少ないといえますか、本当に補助的な感じなのかなというふうに捉えております。そういう中で本当に70万円のコスト、あとは運転というような中にも維持管理というものが入ってきます。ご存じのようにそのようなカラマツ材含めて、いろんなものに対して、どうしても維持管理費は、木が一番かかります。ご存じだと思うんですけども。そういうことも含めて、当初設計から、こういうことを条件に付け加えていたからなったんだというんだとすれば、当初から6億円の設計費という設定自体がおかしかったのではないかなというふうに、基本設計自体がというふうにも思いますし、そこら辺に対する認識を改めてお聞きしたいと。こんな言い方したらおかしいんですけど、プロポーザルに対しては特に今は新国立競技場なんて時節柄そんなような話もあるものですから、余計敏感にとられるかもしれませんが、基本的にやはり最初に町民にもお知らせした建設費用とこれだけ差が出るという内容に関して、もう少し明解なお答えとして答えるべきじゃなかったのかなというふうに思いますし、もし、私自身はその木というものにこだわらなければ一番安価な方法をとれとは言いませんけども、ある程度のラインをつくってもできるんじゃないかな。そこに対するお考え建設課長あたりにでもお聞きしたいところなんですけど、一番比較しやすいのは昨年雪解けのときから始まっていますけども、シティさんの建設、ニコットさんの建設、雪解けから始めて工期は、ほぼシティさんの方がおそらく売り場面積300坪、ニコットさんも300坪ぐらい、合わせて600坪、1900㎡ぐらいですか、面積的にはほぼ同等ぐらい、建設面積ですね、それであそこにかかる工期、時間短縮、これコストにもものすごく大きな影響が出てまいります。それと建設単価は目的が違いますから全然比較するのは難しいとは思いますが、それを直近に町民の方々も含めて見られております。ですからこの当初の基本設計も含めて、子ども園に対して、これほどまでにシンボリック的など言いたいような経費をかける必要性が本当にあったのかなというのが、まだ疑問が残るところなんですけれども、そこに対して、もう少しプロポーザル方式ならびにそういうコストのかかる資材選定というかたち、そういうものも含めてご説明いただければなというふうに思います。すいません長くなりました。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これについては、いわゆるプロポーザルの問題というよりも、それ以前のかたちで、どういったこども園を建設していくかという時点の話だと思うんです。それでその中ではやはり単に学校のような施設じゃなくて、もちろんニコットのような施設じゃなくて、子どもたちがこれから何年も何十年も過ごしていくわけですから、う

ちの町のカラマツ材、あるいは姉妹町の津野のヒノキをふんだんに使った設計をしたいというようなことで、これについては、もちろん町の思いもありますし、保護者の思いもありますし、そういった意見を受けた中で、そういう選択をしたということです。これについては、議会にも説明した中で、そういう資材を選択して、プロポーザルにかけたというようなかたち、これについては、プロポーザルの受けた業者というのは、そういうことで設計をなさいということですから、しかも当時で8億円以内というかたちでしたんですけども、これについてはやはり答弁の中であつたとおり、もう非常に、よく議員もご承知かと思えますけども、当時、入札が不落になったというようなのが相次いだ時期ということで、かなりやはり建設コスト、労務賃含めて上がったということで、想定しない外的要因で25%ですか、だから約2億円程度上がったというのが非常にやはり大きかった、大きく見えたということだと思います。それ以降の業者とのやり取りというのはもっと、大きくしてくれとか、そういうのはどんな設計でもある話なんですけども、そこら辺でどうにか調整して今のかたちになったということで、決してプロポーザルが原因ではまずないということでご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 今、建設課長がおっしゃるとおりにプロポーザル自体の問題という、決定方式自体が当然コンペ方式なんかとったりする場合には、そんなこととしては決められないというような、十分私も理解しますし、それを問題というんじゃなくて、その後で私もこのように聞きました再生エネルギーとかそういう話は聞いていたんですけど、地元町有林材とか含めてかかるのに基本設計が大体こんな8億という設定を組まれて、それでいてしかもそれに対して応募してきたんですよ、ということは何か矛盾がありませんか。これでできるから、そういう久米さん含める7社か6社か忘れましたが提案してきたんだと思うんですけども、ですからそこに対する増えることに対して高騰というのは私も認識しているし、多少、中の建設関係とのいろいろなやりとりもあつたということもお聞きはしております。ですけれども、あまりにもがいに比率が増えるというのは、今後こういうかたちの、同じような建設物件等があつたときに、またというような疑問を残すので、もう少しきちんとした説明をいただいとおかないと次の例えば図書館の話が出たときですとか、スポーツセンターの話が出たときに、こちらといいますか、町民目線で見たときに持つ疑問をもう少し払拭できる説明がいただければなというふうに今思っております。それに対してと、もう一つこれちょっと回答によってはあれなんですけども、実は昨年的一般質問等、昨年9月の定例会で一般質問内で出ていたことに対しまして、建設課長の方では、そのときは佐藤さんだったんですけども、「こういう状況下においても工法そのもの等含めて見直す必要性も出るかもしれません」というような、あいまいですけども回答していたと思います。それに対して町長の方の回答の中に「建設課長が言ったことは当然やるべきことだが、財源的にもある一定の水準ならば、皆が願い、親も先生方も願ってやってきた材質や規模も含めて縮小させることは、例え10億円かかったとしても、財政的な見通しの中で、これを決断するかは町長の政治的決断です。その上で提案させていただきたい。時期が来たら未来の子どもの施設がどうあるべきかを含め、改めて議論させていただきたい」というかたちでお話があつたというふうに記録に残っております。これに対しても出来上がってしまつてからの、つまりこども園が出来上がってしまつて、建設が

終わった後から議論していても戻れませんし、意見は正直な話、把握等も含めれば、今回の進め方も意見等に関しては施設を望む、つまり当事する者、もしくは父兄とか、そのもの自体を良くつくってほしい、こうしてほしいというものだけを取り込んでいると本当の意味での町民総意の意見になるのかなという疑問も残るんですけども、そこら辺あたり町長どのようにお考えかというふうにお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まずですね、認定こども園に限定して実質公債費比率が28、29、30、31年度と一定の0。何%含めて上昇するということは、これは紛れもない事実です。しかし、これから先の施設整備を除いては、私は今の財政、財政の負債や、あるいは基金等の状況からして乗り越えていける数字だというふうに、まず一つは思っております。

2点目の設計を決める際のプロポーザルの条件であります。これは、いろんな要素がありますけども、まず一つは、山の保有者、地元材を活用していくというのは、私は環境等々含めて、時代が求めている状況だと。それは森林認証を私たちは取ったりしていますけども、日本の森林をこれから地域からやはり発信していくという意味でも町有林の木を使うということは技術的にも集成材というのはかなりの技術になってきているのはご存じのとおりだと思いますし、さらにまた幼児教育的なことから言って、床材にヒノキを使うということについても非常にやはり子どもたちの足裏の健康や、さまざまな健康問題、成長の問題含めてもヒノキを使うということが、ある意味では常套^{じょうとう}だというふうに私は思っております。ですから、その点でいくと木をふんだんに使ったこども園を設計の条件として入れるということについては、非常に私は時代の要請に응えていく決断だというふうに思っています。それから、もう一つ、実は認定こども園、幼稚園、保育園の壁を取り払ってこども園を建設するというのは、私の1期目からの政策であります。そのときに、幼稚園、保育園を一つにして国も自民党政権下、民主党政権下、再び自民党政権下にあっても、そういう方向が幼児教育の中では出てきている。今もそうですけども出てきている。しかし、公立の認定こども園に対する補助金というのは一切ありません。私も度胸はいい方ですけども、8億円のお金を全部自己資金と起債等では、これはやはり判断は非常に厳しいものがありました。昨年度の3月の下旬に林野庁の私どものこの木をコンセプトにした建物に対して当初の6億円の建設費に対する2分の1補助が確定しました。ですから、これもし木を使わなかったら、例えば鉄筋とかそれだったら、例えば6億円、8億円ぐらいで収まったとしても、ほぼ特養と同じように、起債を借りて、後々財政的な圧迫にかなり拍車をかけるだろうということもありますから、その点でいうと私は、時代が求めているということも含めて、財源的な補助金等を考えていくと私は木を基調とした建物をつくったというのは全然間違っていないというふうに思っています。

それから、3点目です。ヒートポンプのことも出ていましたけども、これも石油高騰が、時代がものすごい高騰で過去3年、4年なり、高齢者の福祉灯油が議会でも議論いただいて、燃料費の高騰の問題がありました。それからもう1点は、例えば新エネルギーの開発、^{うねた}畦田さんを中心として私たちは町ぐるみでRDFという固形燃料の自然にやさしい燃料開発ということを訓子府も積極的にJAや、あるいは商工会ももちろんそうですけども、ペレットではうちの町は大成できないということで、たどり着いたのがビニールハウスの廃

材と、それから玉ねぎの皮です。これは残念ながら時代が民主党政権下の蓮舫さんの一つの方針の中で初期投資をばっさりやられました。何としても石油代替エネルギーの問題、石油に代わるものが必要で、何とかならないかという状況の中でヒートポンプの話が出てまいりました。そしてこれは地元関連業者が地中を掘削する機械を購入しておりましたので、可能性をかなり調査をして、音更町等に行って、これであれば燃料等はかなり縮減できるという方針になりました。しかももう1点です。この1億1千万円相当の新エネルギーに対する補助金は国、道で合わせて1億1千万円、100%補助を決めてもらいました。そういうことを考えていくと非常に当時の議会の皆さんにもご理解をいただきながら、建設費に対する補助の確定と、それから子どもたちにやさしい燃料をどういうふうにして現実のものにしていくかという100%の補助を確定した上で、3月末の臨時議会で議決をいただいたということですから、その点でいうと10億円を超えるお金をかけるというのはいかななものか、あるいはシンボリックなものにこだわり過ぎているのではないのかということもありましたけども、かなり年数をかけて積み上げて議論をし、到達した結果であるということをご理解いただいて、私自身は決して間違っていないというふうに思っています。将来のことは別ですよ。現時点ではそんなふうに考えています。

○議長（上原豊茂君） 堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 私自身もそのもの自体の否定をしているとかではないんですけども、先ほど一つずつあれしましたときに、補助金全体額、確か園舎に関しては4億円ぐらいだったと思います。12億に4億で8億円、その中に先ほど言いました、ヒートポンプで1億円という補助を獲得しているという計算式を足していくと必ずしも、普通にやったから補助金かと町長言っていましたけども、2分の1の木の利用とかたちでの補助金と、試算していくときに、ほぼ遜色ない状態で、地元ということの状態を活用ということの利点ですとか、子どもの全体の木のぬくもりというのを差し引きしたというふうな意味での回答というふうに捉えているんで、補助金自体だけの話をされますと私はちょっと首をかしげちゃったんですけども、それもプラスしてであれば町民としても理解できる部分かなというふうに思います。ただ、先ほどもくどいですけども、ヒートポンプ、実際それで直近で出てますけども、サブ的にボイラー等で、要は地下熱、確か13℃なんぼというふうにお聞きしました。それに対しては当然足りませんよね、補助ボイラー等も設置されていると思います。パネル等も見ましたが、キューピクルというんですか、容量なんか見ましたら、結構な熱量、電気も含めて、必要とされるランニングの部分で、確かに試算でされているんでしょうから、コストダウンは図れるのかもしれないですけども、あとその中に欠落しているんじゃないかと思うのは、木というものの持つ耐久、メンテという部分ですとか、そういうものに対しては、かなりの費用がかかるんじゃないかなというふうに思います。景観上いいでしょうけど中庭という、一体構造の中にくり抜く中庭というものが、後々施設的にいろんなトラブルを生まないかなという懸念も私自身、個人ですけれども持つ、これは勝手に思っていることで、皆さんに質問で答えを求めるわけにはいかないのだと思いますけれども、そういうような懸念も持ちます。ですので、そこに関しては、町長お答えいただいた部分で、ある程度説明とかたちで納得していただき、しかも、こういう根拠があるんだというお話いただきましたけれども、私が今後と言いますのは、このことを含めまして、先ほどからくどく言いますけども、今後のハードな施設

等に関する決めていき方、方向性に対して、もう少し理解の得れる、確かに今回は年度末、議会での承認というかたちとっておりますけれども、もっとこう町民に伝わりやすい内容のわかるような説明なり等も必要でないかなと思いますので、とりあえずここに関しては、ちょっと言葉足らずでしたけども、時間もなくなりますので、これで質問の部分に関する質問は終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、簡単にだけお話しておきます。

プロポーザルは一定の先ほど言いましたように、五つなりの条件に基づいてプロフェッショナルである設計者のそれぞれの提案を受けて決めていくということですから、私たちが職員の中で積み上げてうんぬんということもさることながら、専門的な見地から、やはりこれらの条件を満たして、どういうものを提案してくるかということが一つです。ここはやはり中庭の問題含めて、かなりいろんな考え方があると思いますけども、一つの提案だったということです。

それから、もう1点は、審査です。これは3ランク、3段階設けています。これの7業者の決定にあたっては50人の審査を確か記憶では、60人か、60人です。もちろん親の代表、それから保育関係職員全員等々含め、最終的には、当時の橋本議長と私で決断をするという結果になりましたけども、2段階まではもうほとんど今の設計業者の方、圧倒的にこの方式でいくべきだと。これが素晴らしいというのが、その意向を受けて私たちは最終の決断をさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） その経緯も含めて、ただ、先ほどお願いしましたように、もう少しわかりよくと。町長も一言言っていたように、私、決定で素晴らしいのは当然わかります。久米さん全国区の設計屋さんです。コストも何もかもレベルが違うと思います。その選択の正しかったかどうかというのは、ここで言うべきじゃないかと思いますが、検討の余地には値しないかなと思って、ちょっとその部分の質問を終わらせていただきます。

続きまして、認定こども園の中での話なんですけども、私の方でもさせていただきました、認定こども園の先ほど言った子ども未来課創設というのは十分わかったんですけども、認定こども園自体が本来、要件的に国が求めてきているものというのは、要は、待機児童の減少、それと大きく3要素、親の経済状況にとらわれないで子どもの教育を受け入れていけるということと、あわせて今まで認められていなかった途中で職をなくしたりとか、つまり親の何とか、そういうような条件に左右されずに、子どもの支援を行っていけるという部分、そして、もう1点、通園していない子ども等なんかも含めての、町の交流拠点といいますか、親御さんを含めての交流拠点として、この場合は、子育て支援センター等が十分機能として持っていると思いますけれども、そういうものも含め合わせてが認定こども園という位置付けで望まれてきている大きな部分かと思うんですが、ただ、当町においては、建物の老朽は当然わかります。もう古くてというのと、保育園に関しては増設しながら0歳児から、未満児というんでしょうか、受け入れるためにかなりのかたちでしのびながらと言うか、我慢しながら言うのがいいんでしょうけど、そういうのも限界にきているよというのは皆さんもわかっているところなんですけども、ただ実際に園の大き

さとか含めて普通私たちが捉えるときに、例えば幼稚園とあって、こども園とありますけど、その子どもの人数に対して、例えば何㎡とか大体決まってくるというか、必要とされる最低限の許容ってあると思うんです。そういうものを含めて、実際にちょっと施設の図面しか見てませんけども、若干ゆとりが多いかなというふうに思ったものですから、教育長の方あたり今後の子どもの推移ですね、ですから今まで保育所に0歳児から含めて3歳までという見方でしょうか、保育所の部分がほとんどの考え方になると思いますけれども、どのように推移、先をみていって、こういう今回の人数の容積を必要とするものになってきたのかなというところをちょっと改めてお聞きしたいなということと、私としては、若干多くとっているから、子育て支援センター、これの移行とかという話も他の議員からも出ていたと思うんですけども、そういう中での考え方なんかに対してどう思われているのかな。要は、ちょっと面積も大きい、余裕があるんじゃないかなというふうに私はちょっと見たものですから、そこら辺がちょっと間違っているかどうかを確認しておきたいのと、普通、二つの施設を合わせると、例えばプレイルームですとかそういうものが二つ一緒になるということは、その分なくても広くなるっていうふうに単純には考えるんだけど、結構、給食室なんかで増えたのかもしれないけど、ちょっと本当に必要な、この町の子ども、それからこれから先の人口減少等を含めて必要な面積なのかなという疑問がちょっとあったものですから、そこら辺をどのようにお考えかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員の方から今、こども園を計画するに至ったお話もいただきましたけども、私どもとしましても確かにうちの中で、特に少子化や核家族化になっておりますけど、保育園が非常に今、入園率が高くて手狭な状況にあって、議員も保育園をご覧いただければよくわかると思いますけど、非常に余裕がない今、施設であります。そのような環境の中も含めて、老朽化も相まってるとい部分もありまして、ちょっと環境的には非常に悪い状況もあるということがまず、子育て環境が今変わってきているというのがまず一つです。うちの町、国が示している、先ほど議員からおっしゃった待機児童というような関係もありますけど、そういう環境にうちがまずあるということと、2点目はやはり施設の老朽化ということで、幼稚園は昭和53年の施設ですし、保育園が昭和56年建設ということで、30年以上たって、40年になろうとしている今、施設でございまして、両施設とも今まで大規模な改修もしていないということで、今、現状が老朽化が著しい状況になっているということでございます。それと幼稚園のプレイルームにつきましては、耐震基準から不適格構造物ということで、そのこともあって、安全な安心な施設整備ということも含めた中でのこども園の計画ということで、まずご理解をいただきたいと思えます。

それと面積の関係に関しましては、確かに議員おっしゃるように今の幼稚園、保育園の合わせた面積と、こども園の面積は1,900㎡ですから、400㎡ちょっと面積が多くなっております。それで認定こども園に関わる面積基準があります。その中で私たちが推計する園児数を乗じた各保育室の規模と、それと今の例えば北海道の厳寒期における保育室の面積の余裕だったり、特に今、特別支援を要する子どもが増えている状況の中の、そういうことを含めた単なる基準の面積の最低面積だけではなく、それに多少余裕をみたな

かの保育室の面積形態になっているということで、まずはご理解いただきたい。

それと議員のおっしゃったように、例えば子育て機能を強化するために相談室を設けたり、例えば遊戯室の場合で言いますと多少今のよりは大きくなっておりますけど、行事的な部分をそこでやったりとか、そこがあと先ほど私も言ったように本町におきましても厳寒期もありますので、雨天時における遊びの場となるといえば遊戯室となるということで、今よりは多少大きくさせていただいているというのが今の考え方であります。

それと子育て支援センターの関係のお話がございました。ちょっと忘れましたが、確か去年だか一昨年に小林議員の方から、子育て支援センターを併設しないのかというご質問もあったときにお答えしたように、今の現状の子育て支援センターも多くのお子さんやその親が利用されており、施設的にも余裕がある施設ということで、多くの人たちに利用されているところでございますけど、確かにこども園を計画するにあたり、子育て支援センターも併設するというご意見もあったんですけど、その辺は将来のやはり私たちの子ども数をみたときに、将来的に例えば子育て支援センターが老朽化等で建て替えなり、そのままどうするかという論議になった時点では、今のこども園に空き教室ができた場合には、そこに子育て支援センター機能を持たせることも含めた中での今の計画であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 本当に残りへたくそで申し訳ないです。質問の仕方が悪いのかもしれませんが、今、子育て支援センターを含めて言ったのは、実は余裕があるのであれば、そこに接続、今つくるものの中に入れば、あそこ、あの施設自体を例えば長寿会館とか、そんなものにつけてはないのかなとか、ちょっと頭をよぎったものですから余計なことを聞いてしまったかもしれませんが、本当に質問の時間がなくなったので、最後に一つだけちょっと確認でさせていただきたい。最後の質問でしました教育の一貫性という部分の重要性ということでの改めてお聞きしたいのは、ちょっと時間がないのでストレートにお聞きします。正直、一貫するということは、ある意味で、その団体も含めて同じ教育の中に、子どもは集団の上下間もあったり、いろんなことの教育の中、その集団の同じ学年での教育の中で育っていく。当町は今、居武士小学校さんとかいろいろ別の、山田議員の方から別の道というような質問ありましたけども、教育委員会としては、やはりそこら辺、教育の部分で大切なものは、改めて議論していくべきじゃないのかな。地域の問題としてとか、それは町が考えるものであってというふうに、何か話として本当に子どものためにいいと思うのであれば、そういうような取り掛かりはしていただけないかなと思っただけの質問をさせていただきます。いいでしょうか、ちょっとあいまいでわからないでしょうか。小学校まで連続させてとうたっておりますよね、子ども園として一貫した教育というかたちで。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 施設の一体という部分でいいますと、確かに、場所を一緒にした方が連続した、特に乳幼児期でいいますと、遊びというか、少子化の中で集団活動が少なくなっている部分でいえば、やはり0歳児から就学前は一体化施設というか、一緒に施設の中で学び合うことが大切だと思っております。

それと議員のご質問にあったように環境や状態だけが連続したことかというご質問もあ

りましたけど、私自身も場所だけが一貫したという部分ではないと思っておりますので、そういった意味では、今、居武士小学校のお話も出ましたが、私たち教育委員会としては、今のやはり環境の中で、よりよい地域なり、子どもたちのよりよい環境をつくるのが私たちの使命と思っておりますので、場所だけではなく、そういうことを含めた連続した環境づくりを行っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 本当に質問がへたくそで申し訳ございませんでした。私の方の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 9番、堤議員の質問が終わりました。

午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西森信夫君の発言を許します。

西森君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森信夫です。通告書に沿って質問をいたします。

今日は、本町における高齢者問題と本町基幹産業である農産物輸送に関しての質問をします。

高齢者の福祉施策について。

本町は、福祉、子育て、教育対策について手厚い施策を講じ、住みやすく安心して子育てできる町となっています。

しかし、本町も他の市町村と同様に人口減の波が押し寄せています。これ以上、町民が減らないように町としての施策、道しるべについてお伺いいたします。

一つ、病院、特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの充実が図られ、安心して生活できる現状となっていますが、将来の人口減に伴い、撤退や空き室、利用減が想定されます。対策について伺います。

二つ、お年寄りの足の確保として、バス、タクシーの割引は大変喜ばれる施策となっています。この取り組みの今後についてお伺いいたします。

三つ、高齢者が考える終末期の在所ですが、本町に残るべきか、子どもたちの住む都会へ移るべきか悩む高齢者の心配への対応について伺います。

以上の3点をお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者の福祉施策について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1点目の「将来の人口減に伴う医療・介護施設の対応」についてのお尋ねですが、まちづくり推進会議において町がお示した人口推計によりますと、高齢者人口は5年後の平成32年にピークを迎え、その後、ほぼ同じ傾斜で減少が続くものとなっております。特別養護老人ホーム静寿園が建設された平成2年の水準に達するのは、今から35年後の平

成 6 2 年ごろと推測されますが、高齢者の健康寿命の変化が想定しづらいこともあり、一概に比較できませんが、そのころに議員が心配される状況となるものと思われます。

また、施設老朽化の面で申しますと、平成 6 2 年には建設から 6 0 年が経過することになり、建て替えにより一定の対策がされるものと思われます。なお、ケアハウスにつきましても建設から 5 0 年が経過するということになり、同じように建て替えによる対策が考えられますので、ご理解をお願いいたします。

2 点目に「お年寄りの足の確保として、バス、タクシーの割引の今後の取り組み」についてのお尋ねですが、高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者利用支援事業は、7 5 歳以上の高齢の方が地域社会の中で安心して生活するために、日常生活の移動交通にハイヤー、バスを利用した際に支援する制度としてハイヤーが平成 2 3 年度、バスは平成 2 4 年度から事業を開始しております。

7 5 歳以上人口が概ね横ばいの中、毎年登録者数、実利用者数が伸びております。

利用実態は、バスの多くが通院に、ハイヤーは通院や買い物に活用されており、「家族に気兼ねなく外出ができる」「一人でも病院に通院できる」などの声も寄せられていますので、今後におきましても議会の皆さまのご理解をいただき、継続してまいりたいと考えております。

3 点目の「高齢者の終末期における心配への対応」についてのお尋ねですが、すべての高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持っていきいきと暮らし、介護や支援が必要になった場合でも、その人にふさわしい自立した生活を続けることができる地域社会を実現するため、地域ぐるみで高齢者を見守り支え合う「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みが始まっております。

特に、認知症については、誰にでも起こり得る脳の病気であり、本人にとっても家族にとっても老後の大きな不安の一つとなっております。また、環境の変化により徘徊などの症状が悪化することがあるなど、その症状が深刻になれば、自宅での生活が難しくなることもあります。認知症の方にこそ、住み慣れた環境で安心して暮らせる環境づくりが重要と言われております。

それぞれ、ご家族の状況はさまざまですが、例えば子どもや家族が近くに住んでいなくても、地域コミュニティの醸成、見守り体制の整備、在宅サービス・介護サービスの充実、医療環境の保持などにより、できるだけ住み慣れた自宅で生活が送れるような環境づくりを目指して、今後のまちづくりを町民の皆さまと力を合わせて築いてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました 3 点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8 番（西森信夫君） ただいま、お答えいただきました。ただ、病院、特養、ケアハウスなど、いずれ老朽化して建て替えになる。もう建てなくていいということにはなりません。これ本町に住民がいる限り、やはり老朽化して限界がきたら建て替えになるということになりますが、これ将来に向けて他施設との混合利用はできないのか、多面的な検討が必要でないのかというふうに考えますが、この件についてお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、今後の建て替えのことについてのご質問だったと思いますけども、今後ですね、今、単独で建物ができておりますけども、今後、建て替え時期になりましたら、そのときの社会情勢、そのときの高齢者状況、その辺をよく吟味しながらですね、多面的な施設等も含めてですね、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） 今、課長からお答えがありましたけども、やはり将来的にはかなり規模を小さくしてでも複合的な施設が必要になってくるだろうというふうに考えます。ぜひ、今から、やはり将来に向けてのビジョンという構想を立てていただきたいというふうに思います。

それから、2番目のお年寄りの足としてのタクシー、それからバス、これに関しては、非常にいい回答をいただいたと思います。誰しもやはり本町に残る限り、やはりいずれ車には乗れないときがくる。自分でもやはりデパートやスーパーや買い物に行きたいときがある。年をとっても全て若い者に買ってもらうのではなくて、自分で行きたいという年が必ず来ます。それに関して、やはりバスやタクシーの割引がある。これは非常に住んで住みやすい町になりますので、町長が答えたような方向で今後ともぜひこれは続けるべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の高齢者が考える終末期、これは訓子府に住みながら、息子、娘は東京、札幌、北見に出て生活していると。訓子府に年寄りが残っている。知っている人ばかりがいるからぜひ訓子府に死ぬまで残りたいという年寄りが大変多くいます。ただ、町内会でも一人抜け、二人抜け、非常に空き家が目立ってきたと。その人たちはどこに行ったんだということになると、札幌の娘のところへ行ったら。ところが札幌の娘のところに行っても知らない人ばかりで家に引きこもって、かえって訓子府にいるより悪くなったという話をよく聞きます。ぜひ訓子府にいたいもんだと。訓子府にいたいんだけど、やはり死んだときが困る。誰がみてるのか。この件に関して訓子府に住み続けて、身寄りが、都会に子どもたちがいて、誰が見つめるのか、誰が始末をしてくれるのか、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず1点目の多面的な施設の構想を持つべきではないかと。規模を小さくしてでも将来に向けてのビジョンが必要なのではないのかということであります。これは例えば渡辺課長の方から答弁しましたが、あの特養の静寿園が平成2年の年から運用されたときは、おそらく介護保険が始まるか、前後のことでありまして、私どもの人口や高齢化率からいくと、50床以上は必要ないという国の基準がありましたし、当時は国の補助やいろんな団体の補助金もあった中ですけども、今はあそこの増床の10床をやるにしても補助金はないと。しかも9床の別建ての施設を建設であれば補助金は設けるとかですね、なかなか国の高齢者政策の状況も、支援体制も非常に変わってきているという状況ですから、少なからず、今あの施設の老朽化が既に20数年たっておりますので、いずれ建て替えの時期を目指してですね、総合的な検討が議員のご指摘のとおりしていく必要があるのではないかなということは私自身も考えております。再三に前からも出ておりますように、地域の見守りや、あるいは憩いの場や過ごす場所の確保の問題や、あるい

は各民間の住宅を利用したグループホーム等々がもういろんな実践が全国で起きてきておりますので、そういった民間の力も活用させていただきながら、高齢者の施策というのは、やはりつくっていく状況はもう起きているのではないのかなと思っておりますので、今後の努力をしていきたいというふうに考えています。

それから、バス、ハイヤーのことにつきましては、ご存じかと思えますけども、合併議論が盛んである一定の平成の合併が落ち着いたときに、広島県に視察に行く機会がありまして、デマンドタクシーからスタートした経過があります。すなわち乗り合いタクシーということからスタートしたんですけども、うちの町としては、なかなか難しいということもあって、現在のようなかたちをとっています。これらについては、少なからずどこにいても実践会地区に住んでいても格安の料金で買い物や病院に通えるということの施策というのは、これからどんどん必要になってくるのではないのか。例えば、高齢者のハイヤー利用についても、当初タクシー会社と話していたのは、車いすも乗れるようなタクシーを運行したいという会社の考え方もありまして、ぜひそれは私どもは積極的に応援してでもそういう方向で検討していただけないかということもお話した経緯がございますので、こうしたいろんな状況に対応できるような政策、政策というか、施策がこれからもこれらについては出てくるのではないのかなというふうに思います。

それから、訓子府に住み続けたい人がいてもなかなか娘のところに行くということ、そして行って、じゃあ実際にいろんな問題が解決するかといったら決してそんな解決はしないというのは、議員と私の認識はまったく同じでありますし、むしろ都市の方が高齢者福祉の問題というのはかなり深刻な状況にきているというのがそのとおриだと思います。私どもとしては、全力で可能な高齢者福祉施策をこれからつくっていかなくちゃいけないというふうに思っています。今、包括的な支援体制を国をあげて医療と福祉の連携ということを上げられて、要支援1・2については、それぞれの市町村で行うということになって、これから2年後に全部の市町村で実施するということですが、今年度実際にそれを踏み出しているのは、7自治体だけです。これは網走管内では1市町村もございませんし、来年度中にやるかといっているのが17市町村、これもまだオホーツク管内は1市町村もないんだと。すなわち2年後まで様子をみながらということで非常にボランティアや、あるいは行政もどうかたちでそういう地域と介護や医療の連携をしていかなくちゃいけないかということを模索しているのが本当のところでございます。今、私どもの方で例えば保健所に要請をして、これは国の厚生労働省の高齢者の関係の部局においても保健所の役割は重大だというふうに言っておりますので、今、北見保健所がこうした訓子府、北見の周辺の町村も含めた要支援1・2のそういう町村のいろいろな活動を支援していくということを今、検討に入っておりますので、できるだけ早くやっていきたいと。そういったことを現実のものにしていきたいと思っています。さらにまだはっきりさせる状況ではありませんけども、先ほどの福祉センターの有効な利用を含めて、何とか今、検討に入っているのがOT（作業療法士）やPT（理学療法士）を週1、2度なり、そこに常駐をして、そこに気楽に身体機能の低下している人たちのサポートや支援やいろんなことができる体制がつかれないかということも含めて今、検討に入っている状況でありますので、改めてこういったことが具体的になりましたら、来年度からでも実施したいということを今、頭に入れておりますので、行政として成し得ることを今、検討しているところであります。

ただ、私は居住する権利というのは、一人一人の考え方だと思っています。私どもは全力でこの町に住み続ける。私自身はこの町で死ぬという覚悟をしていますけども、娘のところに行くのも本人の権利だと私は思っていますので、それを強制的に法的にこうするということはできませんので、私はうちの町としては、より高齢者が住みやすい、この町で終末期を迎えられるような町づくりを医療、介護連携した、あるいは、地域のボランティアも連携してつくっていくということが今、大事なことなんではないかなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） 今、町長からタクシーの件のお話が出ましたが、このタクシーの件なんですけど、身体障がい者の方、特に足の悪い方、それから車いすに乗っている高齢者の方、どうしても使いたいんだけど、訓子府タクシーでは、そういう車がないんだと。やはり身内に無理を言って抱っこして乗せてもらって連れて行ってもらわないと病院にも行けないという非常にそういう切実な話が聞かされる現状です。ぜひ、車いす、身体障がい者の方も気兼ねなく乗れるような体制をとっていただきたい。これは要望です。それから今、3点目の身寄りがなく、訓子府町に自分から最後までいたいんだと。ところが訓子府にいて、葬儀を出すお金も貯めたんだと。ところが両方とも死んでしまったら、その葬儀を出すお金を下ろせなくなる。死んでしまったら。身内でないとそのお金は使えないという、今の国の法律で全部国庫金に入ってしまう。身寄りがないと。そういうシステムになっているので、できれば俺が死んでも、役場か町が仲介して葬儀を出してくれるシステムはないのかという、これは本当に切実な町民の声だと思います。この件に関してお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは私どものまだ宣伝が行き届いてないのかもしれませんが、今、後見人制度というのがありまして、できれば健常なうちに、役場なりいろいろなところに相談していただけたら専門的にご相談をさせてもらって、本人が認知が進んだりなんかして判断ができないとか、いろいろなことについての金銭のお預かりも含めて最終的には裁判所の許可を得て、私自身になること。すなわち町長になることも可能だというふうに確かそんな記憶をしておりますので、これらも含めて、もっと積極的に広報活動が必要だなと今のお話を聞いていてそのように思いましたので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから、もう1点、車いすのタクシーについては、役場に今、タクシーではないんですけども、車いすが乗れる乗用車がありますし、それから今、民間というか、住民の方でも車いすを乗せる車も出てきておりますので、それから助手席なんかでも回転するような車もだんだん増えてきておりますので、これらも含めてですね、もうちょっと具体的にないかどうかも含めて、関係の会社ともまた相談させていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） 今、お答えいただきましたが、3番目の高齢者で身寄りがない老人、これは葬儀はぜひ訓子府で看取ってほしいんだと。後見人制度も当然この方はわかっている方で、自分の葬儀の費用を残したいと。残しておくから役場か、どこかがその自分が残した費用で生前でも構わないんで、葬儀社と契約をして、その見届け役を役場あたり

ができないものかと。そうまでしてやはり訓子府に住みたいというのは、若い頃からずっと訓子府に住んで周りの人は皆知っていると。ところが都会に行くと、いくら娘や婿が親族であっても、周りの人は全然知らない人ばかりで、そこにいたら出歩くこともできない。だからぜひ死ぬまで訓子府に住みたいと。そういう方策はないのかどうか、やる気が、やってもらえるのかどうかと。これも聞いていただきたいということなんで、言われてみればやはり葬儀のお金は自分で用意したと、ところがそれを使えないで、身内がなくなっちゃうと身寄りがなくなると、そのお金は2千万円あろうが3千万円あろうが全部国庫金に入ってしまうと。そういう現状がやはり今の日本ではあると。そこを何とかできないのかということなんで、そこら辺の回答もいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、1点は訂正でございます。先ほど、私が後見人になってという話をしましたが、正確には、私が、町長が裁判所に申し立てをして誰かを後見人として選択することができるということで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それから、葬儀の方も含めて、その肩代わりを、手続き等も含めて役場が成し得ることができないかということでもあります。これ検討したことありませんから何とも言えませんが、やっているところという社会福祉協議会がその役割を担うというところがあるようですし、例えば今、私は葬式はほとんど出ていますから、いろいろな形式、形態があるんですけども、身寄りがいないうんぬんで、最後、例えば、特養に入っている場合とかですね、そういった身寄りが、例えば東京にいたときもそうですけれども、特養が中心となって、その意向を受けて葬儀の手配、例えば、葬儀社の家族葬のところで実施したりとかですね、非常に難しいメンタルな問題が、遺族との関係等どう整理していくかということもありますから、一概にこうやるということは今のところはちょっと断言できませんけれども、いろんな例があると思いますので、これも今後検討していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） それでは、質問を変えたいと思います。

農産物輸送の今後について。

本町産農産物のイモ、玉ネギの大半は道外消費となっています。その輸送手段として従来よりJR貨物と陸路トラック輸送により実施されています。

この二通りの輸送に関して伺います。

一つ、町内産農産物を安定出荷、輸送コスト維持に向けての、町の農産業を守るための方策をお伺いいたします。

二つ、JR路線ならびにフェリー貨物の事故が報道されました。収穫期に入り輸送も本格化してきます。自然災害や事故等、緊急時の対応について伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農産物輸送の今後について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「農業を守るための安定出荷、輸送コスト維持に向けた方策について」のお尋ねであります。JR貨物による輸送体制については、平成21年度に「今後、減便あるいは2、3年後には廃止」との報道がなされ、以後、オホーツク圏活性化期成会等

を中心にＪＲ貨物にはもちろんのこと国や北海道へ要請活動を展開してまいりました。

最終的には、本町を含む北見地域農産物輸送促進協議会によるコンテナの購入支援をＪＲ貨物に対して行うことで２６年度以降の運行が継続されることとなり、一応の決着をみたところでございます。

２６年度のＪＲ貨物による輸送実績は、当協議会管内分（北見管内分）では２９万５，３１０ｔ。その内訳については、鉄道輸送が６万１，６０５ｔ、トラック代行が２３万３，７０５ｔとなっております。

大消費地から遠く離れた本町にとって農産物の流通は生命線であり、道外に安定供給するための輸送手段の確保は必要不可欠なものと認識しております。

農産物の物流のあり方は農業者および農業団体を中心に今後も検討されることと思いますが、我々行政としても引き続き輸送コストを維持するための方策を状況の変化に応じて都度関係機関等と連携しながら講じてまいりたいと考えております。

次に、２点目の「農産物輸送における自然災害や事故等緊急時の対応」についてのお尋ねであります。こういった突発的な事態を予測することは極めて困難であり、発生した場合には別の物流ルートや代替の輸送手段を考えるほかはないと私自身は考えております。

一方で、普段からそれをある程度シミュレーションすることは必要であり、農業団体等が中心となり検討されるべきことと思いますし、物流が停滞すれば農業者はともかく産地や市場、消費者に至るまで多大な影響を与えることになりますので、我々行政は起きた事態の迅速な正常復旧に向けて役割を果たすべきと考えております。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○８番（西森信夫君） 農産物の輸送に関しては、これ永遠と続くことでありまして、特に本町はオホーツク圏、非常に首都圏には遠い地域であります。今言われたようにＪＲ貨物とそれからトラック便、この２本に頼って２０数万ｔ、３０万ｔぐらいの物流を流していると。毎年流しているということになります。また、この農産物はＪＡだけではなくて、町内、町外の商系出荷もあるということです。これに関しては、やはり将来に向け、物流の基本をきちんと捉えておくべきだというふうに考えるのと、それから生産物は地場だけでは消費されない。ほとんどが、６割、７割が府県、首都圏へ運ばれる現状であります。この将来に向けての物流をどういうふうに考えているのか、今言われたようにＪＲ貨物は非常に貨物をなくしたい、北海道のＪＲは貨物をなくしたい。やはり北海道新幹線が開通すると海峡線はやはり新幹線と貨物の併用になってしまうと。そんな中では事故も想定され、やはり貨物は邪魔な存在だとＪＲはそういうふうに思っています。そうであるとするならば、オホーツク圏の農産物はどうやって首都圏に運ぶんだと。これトラック便だけでは、まず不可能だろうと。船便にしても船の便がかなり増えないと今のＪＲで運んでいる物量を船で運ぶというのは非常に難しい問題だと思います。特にオホーツクＪＡと連携してやはり行政も一緒になって国に陳情するなり、この物流をどうするんだという問題になると思いますが、ここら辺の考え方を聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、議員がおっしゃったとおりであります。ここ数年というより

も、今ちょっと若干落ち着いておりますけれども、ＪＲ貨物の廃止の問題が数年前に起きてまいりました。１日３便を往復していたものが２便から１便になって、それを廃止するということが出まして、私どもの期成会で特に北見市と訓子府町と美幌町が中心になって何としても存続をお願いしたいということの要請活動を続けてきたところでございます。当初、７億円の負担を求められたり、いろんなことがありましたけれども、最終的に北見と訓子府と美幌が一定の負担をするということと、道が負担をするということもあって、ＪＲ貨物のコンテナを入れ替えて、その部分によって、１便は当面は存続するということが決まった経過があります。その時にＪＲ貨物の社長と２年ほど前に懇談する機会が東京の本社でありまして、私はこういう言い方をしました。この玉ネギ列車等の農産物の貨物を維持するということは、行政としても大切な課題であるけれども、私たち以上に生産者にとっては命に関わる問題だと。すなわち、この要望や状況を農業協同組合がむしろ全面に出て、生産者と一緒にこのコンテナ列車を祝うような体制をつくっていくことが必要でないかという話をして、ＪＲ貨物の社長もそのとおりでということになって、先般、新しいコンテナが入ったときにも生産団体、それから輸送のトラック団体も一緒になって入りました。同時に私どもが北見地区の農産物輸送促進協議会というのは北見地区の農協の連合会の会長の小清水町の佐藤組合長をはじめ行政関係、こういった方たちも含めて組織化されておりますので、これらについては一体となって、そういう危機的な状況を乗り越えていくし、していくことが大事なのではないかというふうに私自身も考えておりますので、今後さらに議論をしていかなければならない。

もう一つは、ふるさと銀河線がなくなって、ＪＲの存置も含めて議論になって、留辺蘂、美幌駅も含めて無人駅になっていく。はたまた石北線が将来にわたって大丈夫なのかという議論もあります。一方でまた、高規格道路が大体ループ状に完成しつつあります。空路、陸路、海路、鉄路含めてですね、鉄道あるいは交通体系をですね、本来的に物流も含めてどうあるべきかという議論をこれからやはり国の政府あるいは関係団体とも協議していかなければならない時期にきているのではないかなと思っていますので、前向きに努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

西森君。

○８番（西森信夫君）　町長が取り組んでいただくという話はお伺いしました。ただ、鉄路がいずれやはり不安要素を抱えているという中では、いい方向にはまず向かわないだろうと。特に新幹線が札幌まで開通した後の話が非常に心配なことで、それを見届けない限りは安定した物流の問題は解決できないだろうというふうに思います。であるならば、町長が前に申しておりました、現太田国土交通大臣との話し合いもしたんだよという話がありましたが、特に、太田国土交通大臣に対して要請していただきたいのは、道東道の開通

を早くしてくれと。やはり車で苫小牧へ運ぼうが室蘭へ運ぼうが、やはりフェリー便で持っていくためには、やはりそういうところまで運ばなければならないということであります。峠も非常に大変な、石北峠を抱えている。それから、帯広回ってもまだ高速道路が整備されていないという中で、特に将来的にはトラック便で運ぶというのが主流になってくるんだろうというふうに思うので、ここら辺の町長の考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 鉄路の将来性が非常に不安定だという状況は議員が心配しているとおりであります。新幹線が開通した段階で貨物便の海洋船が非常に厳しいというのは、私どもがＪＲとお話をしていてもＪＲ貨物と話をしていても、そういう現実の問題としてあることは事実でありますから、しかし、これで国民の足ともいえるＪＲが新幹線中心の運営で本当にいいのかどうかということ。それから貨物便の重要性等も含めて、やはり行政としては、積極的にやはり訴えていくということが、これからもっと必要になってくるのではないのかと。今、直接的には関係ありませんけど美幌と留辺蘂等も含めて、遠軽の市町村長含めて連携して、やはり声をきちんと上げていくということの動きが今出てきておりますし、活性化期成会としても、こういう鉄路の存続、そして、改良等も含めて積極的な要請をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後ともまたいろんな意味でお力添えをお願いしたいと思っております。

それから、フェリー含めて、道東道、現実的に先ほども言いましたように、ＪＲ貨物の輸送量とトラック便の輸送量からしてみると現状もトラック便がやはり多いということも事実であります。しかも石北峠で旭川まで持っていくということになると、やはり雪害等の峠越えがありますので、やはり道東道をできるだけ早く開設するというのは、そのとおりだというふうに思っておりますので、今の考え方の中では、訓子府ＩＣは１１月には開通させる。そして来年度、小利別までもっていくと。その後は、陸別、足寄までと順次やっていくんだということを太田大臣の方からもこの間回答いただいておりますけれども、さらにそこと同時に今度は美幌高野から美幌まで、そして女満別空港から網走までということが大体一つのスケジュールとしてあるようではありますが、ただ予算付きの状況によっては非常に厳しいことも、変更等もありますので、今これらの開通を積極的に要請しておりますし、今後也要請していく。それから十勝の方では、広尾の十勝港ですね、までつなげる高速も含めて、今、釧路、苫小牧に持っていく物流をある意味では十勝港も含めた視野に入れてほしいということも十勝側からも要請活動が続いておりますので、これらについても早急の課題として、太田大臣が今後も続けるかどうかは別としても関係省庁、国土交通省には、これからも声を上げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○８番（西森信夫君） 最後になりますが、ふるさと銀河線が廃止になったときに、道東自動車道を整備すると。もう車の時代だということで、国はふるさと銀河線を廃止ということを決めた。その中でぜひ首長である町長には、やはり現状を訴えていただいて、陳情していただいて、少しでも早く、やはり足寄と訓子府が開通して、陸路を運送できるような体制をとっていただきたいと。これ要望になりますが、要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成18年の4月20日にふるさと銀河線をなくした。すなわち、当時、私は町長ではありませんでしたが、鉄道と陸路を両立させることは難しいという情勢下の中で、この高速道路を現実のものに早急にやっていくという世論は、これは内外ともにあったことと記憶しておりますので、私も今後、陸路の早期の実現に努力してまいりたいというふうに思っております。

ちょっと蛇足になりますけれども、道東道は名前を変えて十勝オホーツク道という名前に、本別から網走までは十勝オホーツク道ということになりました。より地域的なことが明確になるようにということで、私は北海道の役員もやっておりますので、訓子府が開通したからいいんだということではなくて、今後もつながってなんぼというお話も含めて積極的に銀河線の話の当時のことも含めて、陸路がつながっていくような状況を1日も早く実現できるように声を上げてまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森君。

○8番（西森信夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することと決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 2分